

2025年12月版

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、
ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命



Dai-ichi Life Group

2分冊用

「ご契約のしおり」の記載をつぎのとおり変更します。

■ 「I. ご契約に際して」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

4. 告知内容が事実と異なる場合のご契約または特約の解除

- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかつたり事実と違つことを告知されたりした場合、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除し、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除ができないことがあります。ただし、当社がご契約または特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかつたとき、当社が解除の原因があることを知つた日の翌日から1か月を経過したとき、または責任開始期の属する日から2年を経過したときは、当社はご契約または特約を解除することができません。
- 責任開始期の属する日から2年を経過していても、保険金などの支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。**①**
- 告知にあたり、当社の生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)が、解除の原因となる事実について、告知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、当社の生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求める事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに保険金などをお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただき、また、すでに保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかつたものとして取り扱います。
- ご契約または特約が解除された場合には、解除時点での解約返還金があればその金額を契約者にお支払いします。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお支払いいただいた保険料はお返ししません。



ご注意

- ご契約の申し込み後または保険金などの請求および保険料の払い込みの免除の請求があつたときに、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。

①責任開始期前に原因が
生じていたことにより、
保険料払込を免除でき
ない場合も同様の取り
扱いとなります。

ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

■「II.各種保険の保障内容」に、つぎの内容を追加します。

3 生活障害年金定期保険(2018)

1.しくみ

- この保険は、被保険者が所定の状態になられたときに生活障害年金をお支払いします。第1回の生活障害年金の支払日前に死亡されたときは、死亡保険金をお支払いします。
- 保険契約の型が「介護型」の場合は、被保険者が公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し要介護認定において要介護2以上との認定を受けられたときに、保険契約の型が「障害・介護型」の場合は、被保険者が身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級の障害に該当し身体障害者手帳を交付されたとき、または公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し要介護認定において要介護2以上との認定を受けられたときに生活障害年金をお支払いします。なお、保険契約の型の変更は取り扱いません。

保険契約の型	お支払いする保険金・年金
介護型	<ul style="list-style-type: none">●死亡保険金●生活障害年金(介護)
障害・介護型	<ul style="list-style-type: none">●死亡保険金●生活障害年金(障害)●生活障害年金(介護)

- 生活障害年金は、年金支払期間中、被保険者が生存されている限り、お支払いします。年金支払期間は、ご契約時に「5年」「10年」「15年」のいずれかを選択していただきます。なお、ご契約後に年金支払期間の変更は取り扱いません。
- 第1回の生活障害年金が支払われる場合、以後の保険料の払い込みは必要ありません。



- ご注意
- 生活障害年金の支払事由に該当された場合、支払事由該当までの経過年数や生活障害年金をお支払いする回数によっては、支払額が保険料の累計額を下回る場合があります。
 - 死亡保険金の支払事由に該当された場合、死亡されたときまでの経過年数によっては、支払額が保険料の累計額を下回る場合があります。
 - 生活障害年金、死亡保険金は重複してはお支払いしません。
 - この保険には、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。
 - この保険は、契約の更新を取り扱いません。

ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

2. お支払いする場合

■保険契約の型が「介護型」の場合

お支払いする 保険金・年金	お支払いする場合	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に死亡されたとき	年金額と同額	死亡保険金受取人
生活障害年金 (介護)	第1回の生活障害年金(介護)	年金額	④被保険者
	第2回以後の生活障害年金(介護)		

■保険契約の型が「障害・介護型」の場合

お支払いする 保険金・年金	お支払いする場合	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に死亡されたとき	年金額と同額	死亡保険金受取人
生活障害年金 (障害)	第1回の生活障害年金(障害)	年金額	④被保険者
	第2回以後の生活障害年金(障害)		
生活障害年金 (介護)	第1回の生活障害年金(介護)		
	第2回以後の生活障害年金(介護)		

■ 約款参照

①公的介護保険制度

生活障害年金定期保険
(2018) 普通保険約款
「別表2 公的介護保険制度」

②要介護2以上の状態

生活障害年金定期保険
(2018) 普通保険約款
「別表3 要介護2以上の状態」

③要介護認定

生活障害年金定期保険
(2018) 普通保険約款
「別表4 要介護認定」

④契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が契約者である場合には、契約者とします。この場合、契約者は第1回の生活障害年金の支払日以後、被保険者および当社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。



ご注意

- 身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級の障害に該当した場合でも、その障害に対する身体障害者手帳の交付がないときは、生活障害年金(障害)はお支払いしません。
- 生活障害年金(介護)、生活障害年金(障害)は重複してはお支払いしません。
- 第1回の生活障害年金(介護)の支払事由に複数該当した場合でも、生活障害年金(介護)を重複してはお支払いしません。
- 第1回の生活障害年金(障害)の支払事由に複数該当した場合でも、生活障害年金(障害)を重複してはお支払いしません。
- 法令などの改正が、生活障害年金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料および年金額を変更することなく支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに契約者にその旨をお知らせします。



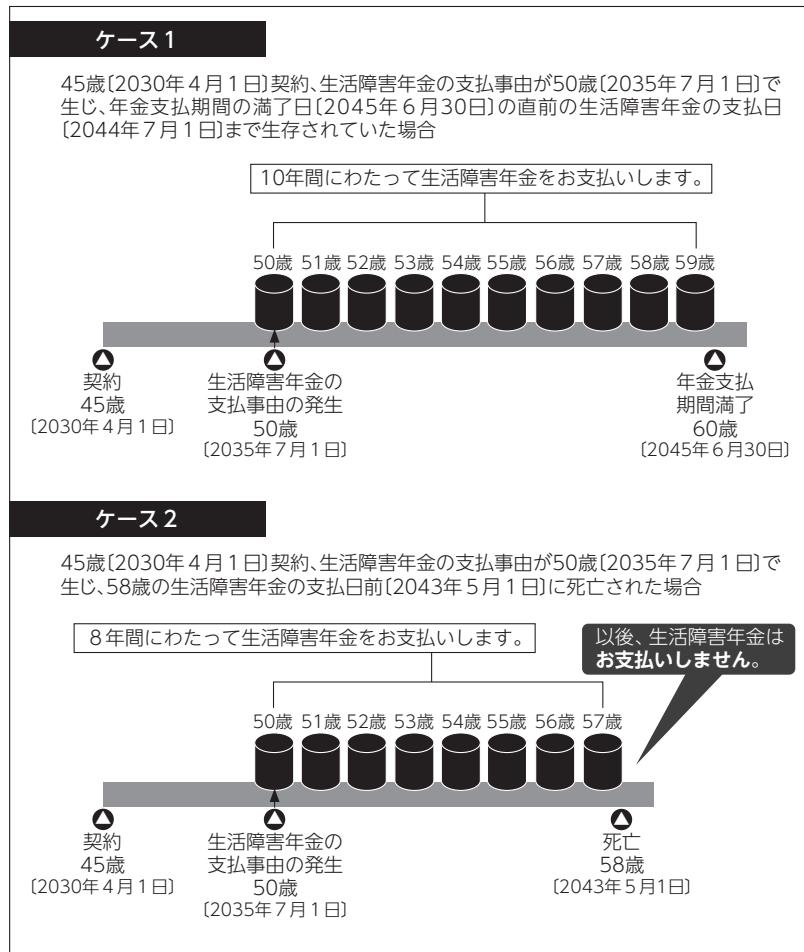
生活障害年金のお支払いの補足

- 公的介護保険制度による要介護認定の対象は、満65歳以上の方(第1号被保険者)、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方(第2号被保険者)となります。なお、第2号被保険者は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合に限り、要介護認定を受けることができます。^①
- 身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害(複数障害といいます)につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級の障害に該当したときについても、生活障害年金(障害)をお支払いします。

たとえば、身体障害者障害程度等級表に定める2級の障害に2つ該当した場合、1級の身体障害者手帳が交付されることがあります。^①

^①2025年9月時点の取り扱いです。

■生活障害年金のお支払いの例<年金支払期間が10年の場合の例>



■「II.各種保険の保障内容」について、「③ 保険料払込免除特約（2018）」の記載を削除し、つぎの内容を追加します。

4 保険料払込免除特約（2026）

1. しくみ

- 被保険者が所定のがんと診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき、身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し身体障害者手帳を交付されたとき、所定の要介護状態になられたときに、以後の保険料の払い込みを免除します。
- 上記に加え、特約の型が「ワイド型」の場合は、被保険者が肝硬変と診断されたとき、慢性膀胱炎により手術を受けられたとき、慢性腎臓病により人工透析療法を受けられたとき、または糖尿病・大動脈瘤等・メンタル疾病・指定難病により所定の状態になられたときに、以後の保険料の払い込みを免除します。
- ご契約時に選択できる特約の型はつぎのとおりです。なお、ご契約後に特約の型の変更は取り扱いません。

- ワイド型
- ベーシック型

- この特約は、つぎの主契約に付加することができます。

- 定期保険（2018）
- 透増定期保険（2018）

2. 保険料の払い込みを免除する場合

保険料の払い込みを免除する場合	
特約の型が「ワイド型」・「ベーシック型」の場合	悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
	被保険者が責任開始期以後、主契約の保険料払込期間中に生まれて初めて 悪性新生物① と医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき。②ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物については、保険料の払い込みを免除しません。
	急性心筋梗塞により所定の状態になられたとき
	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当されたとき (1) 急性心筋梗塞② を発病し、その疾病的初診日からその日を含めて60日以上、 労働の制限を必要とする状態④ が継続したと医師によって診断されたとき (2)急性心筋梗塞を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、 病院または診療所⑤ において手術⑥を受けたとき
	脳卒中により所定の状態になられたとき
	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当されたとき (1) 脳卒中⑦ を発病し、その疾病的初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (2)脳卒中を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、 病院または診療所⑤ において手術⑥を受けたとき
所定の身体障害状態になられたとき	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、主契約の保険料払込期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表(身体障害者障害程度等級表といいます)に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当され、同法にもとづき障害の級別が1級から3級までである身体障害者手帳を交付されたとき
	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、主契約の保険料払込期間中につぎのいずれかの要介護状態に該当されたとき (1) 公的介護保険制度⑧ における 要介護2以上 の状態⑨に該当され、 要介護認定⑩ において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき (2) 当社所定の状態⑪ に該当され、その状態が、該当された日からその日を含めて180日間継続したとき

■ 約款参照

①悪性新生物

保険料払込免除特約(2026)「別表2 対象となる悪性新生物」

②病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。

■ 約款参照

③急性心筋梗塞

保険料払込免除特約(2026)「別表3 対象となる急性心筋梗塞」

④労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

■ 約款参照

⑤病院または診療所

保険料払込免除特約(2026)「別表5 病院または診療所」

⑥手術については、「補足保険料の払い込みの免除の補足 ■急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・大動脈瘤等により所定の状態になられたとき、慢性膀胱炎により手術を受けられたとき」をご参照ください。

■ 約款参照

⑦脳卒中

保険料払込免除特約(2026)「別表4 対象となる脳卒中」

⑧公的介護保険制度

保険料払込免除特約(2026)「別表9 公的介護保険制度」

⑨要介護2以上の状態

保険料払込免除特約(2026)「別表10 要介護2以上の状態」

⑩要介護認定

保険料払込免除特約(2026)「別表11 要介護認定」

⑪当社所定の状態

保険料払込免除特約(2026)「別表12 要介護状態による保険料払込の免除の対象となる当社所定の状態」

保険料の払い込みを免除する場合		
特約の型が「ワイルド型」の場合	肝硬変と診断されたとき	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中に 肝硬変❶ と医師により診断されたとき②
	慢性脾炎により手術を受けられたとき	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中に、 慢性脾炎❷ を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、 病院または診療所❸ において手術❹を受けたとき
	慢性腎臓病により人工透析療法を受けられたとき	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中に、 慢性腎臓病❷ を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、永続的な 人工透析療法❷ を受けたとき
	糖尿病により所定の状態になられたとき	被保険者が責任開始期以後に発病した糖尿病を原因として、主契約の保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当されたとき (1) 増殖性糖尿病性網膜症❸ を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、 病院または診療所❸ において手術❹を受けたとき (2) 糖尿病性神経障害または糖尿病性壞疽❷ と医師により診断され、かつ、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所において、1手指以上または1足指以上の切断術を受けたとき
	大動脈瘤等により所定の状態になられたとき	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当されたとき (1) 大動脈瘤または解離性大動脈瘤❷ (大動脈瘤等といいます)を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、 病院または診療所❸ において手術❹を受けたとき (2)大動脈瘤等が破裂したと医師により診断されたとき
	メンタル疾病により所定の精神障害状態になられたとき	被保険者が責任開始期以後に発病した メンタル疾病❷ を原因として、主契約の保険料払込期間中に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき定められた障害等級の1級の障害の状態に該当され、同法にもとづき、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳を交付されたとき
	指定難病により所定の身体障害状態になられたとき	被保険者が責任開始期以後、主契約の保険料払込期間中に、難病の患者に対する医療等に関する法律に定める指定難病❷(指定難病といいます)を発病し、同法に定める支給認定による医療受給者証の交付があり、その指定難病を原因として、身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の4級の障害に該当され、身体障害者福祉法にもとづき障害の級別が4級である身体障害者手帳を交付されたとき

■ 約款参照**❶肝硬変**

保険料払込免除特約(2026)「別表13 対象となる肝硬変」

❷肝硬変については、「補足 保険料の払い込みの免除の補足 ■肝硬変と診断されたとき」をご参照ください。

■ 約款参照**❸慢性脾炎**

保険料払込免除特約(2026)「別表14 対象となる慢性脾炎」

❹病院または診療所

保険料払込免除特約(2026)「別表5 病院または診療所」

❺手術については、「補足 保険料の払い込みの免除の補足 ■急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・大動脈瘤等により所定の状態になられたとき、慢性脾炎により手術を受けられたとき」をご参照ください。

■ 約款参照**❻慢性腎臓病**

保険料払込免除特約(2026)「別表15 対象となる慢性腎臓病」

❼人工透析療法

保険料払込免除特約(2026)「別表16 人工透析療法」

❽**❽増殖性糖尿病性網膜症**
糖尿病性神経障害または糖尿病性壞疽

保険料払込免除特約(2026)「別表17 対象となる増殖性糖尿病性網膜症、糖尿病性神經障害または糖尿病性壞疽」

❾**❾大動脈瘤または解離性大動脈瘤**

保険料払込免除特約(2026)「別表18 対象となる大動脈瘤等」

❿**❿メンタル疾病**

保険料払込免除特約(2026)「別表19 対象となるメンタル疾病」

❾指定難病の最新の内容は、厚生労働省のホームページなどでご覧いただけます。



ご注意

- がんと診断確定された時期がこの特約の責任開始期の属する日から90日以内の場合には、保険料の払い込みを免除しません。
- 上皮内がん、非浸潤がん、大腸の粘膜内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては、保険料の払い込みを免除しません。
- 保険料の払い込みの免除対象の急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。狹心症などは含みません。
- 身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当した場合でも、その障害に対する身体障害者手帳の交付がないときは、保険料の払い込みを免除しません。
- 指定難病を発病した場合でも、その指定難病に対する障害の級別が4級である身体障害者手帳および医療受給者証の交付がないときは、保険料の払い込みを免除しません。
- メンタル疾病を発病した場合でも、そのメンタル疾病に対する障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付がないときは、保険料の払い込みを免除しません。
- 認知症・知的障害・パーソナリティ障害などは、対象となるメンタル疾病①ではありません。
- 法令などの改正または医療技術の変化が保険料払込の免除事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約を付加した場合に使用する保険料率を変更することなく保険料払込の免除事由に関する規定を変更することができます。この場合、変更日の2か月前までに契約者にその旨をお知らせします。
- 保険料の払い込みが免除された場合、保険金額の減額などの契約内容の変更や保障内容を見直す諸制度などは取り扱いできません。

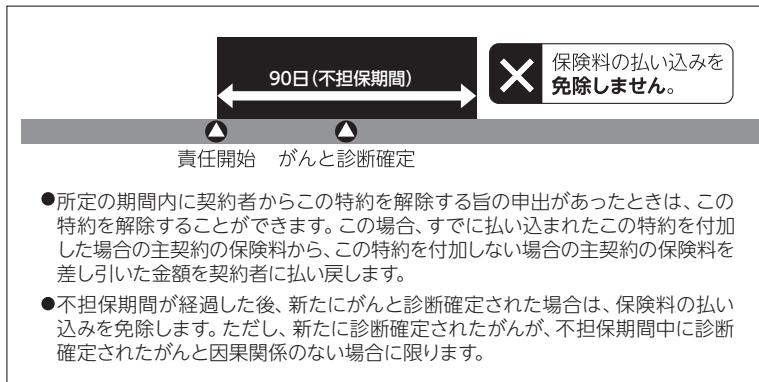


保険料の払い込みの免除の補足

補足

■悪性新生物(がん)と診断確定されたとき

- 責任開始の日から90日以内(不担保期間)にがんと診断確定されたときは、つぎのとおり取り扱います。



- 責任開始期前にすでにがんと診断確定されていたときは、責任開始期以後に新たにがんと診断確定されても、保険料の払い込みを免除しません。なお、保険契約の締結の際に、契約者および被保険者が、責任開始期前にがんと診断確定されていた事実を知らなかつた場合で、所定の期間内に契約者からこの特約を解除する旨の申出があったときは、すでに払込まれたこの特約を付加した場合の主契約の保険料を差し引いた金額を契約者に払い戻します。

□ 約款参照

①メンタル疾病

保険料払込免除特約
(2026)「別表19 対象となるメンタル疾病」

■急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・大動脈瘤等により所定の状態になられたとき、慢性膀胱炎により手術を受けられたとき

- 手術とは、**公的医療保険制度①**における**医科診療報酬点数表②**に手術料の算定対象として列挙されている診療行為、または**先進医療③**に該当する診療行為④をいいます。なお、保険料の払い込みの免除対象となる先進医療は、療養を受けた時点において所定の要件を満たすものに限るため、医療行為・症状・医療機関などによっては、保険料の払い込みを免除できないことがあります。⑤

■所定の身体障害状態になられたとき

- 身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害（複数障害といいます）につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級から3級までの障害に該当したときについても、保険料の払い込みを免除します。

たとえば、身体障害者障害程度等級表に定める4級の障害に2つ該当した場合、3級の身体障害者手帳が交付されることがあります。⑥

■所定の要介護状態になられたとき

- 公的介護保険制度による要介護認定の対象は、満65歳以上の方（第1号被保険者）、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方（第2号被保険者）となります。なお、第2号被保険者は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合に限り、要介護認定を受けることができます。⑦
- 当社所定の状態とは、つぎの〈当社所定の状態の例〉における「I」と「II」の双方に該当する要介護状態をいいます。

〈当社所定の状態の例〉

I つぎの①～③のうちいずれかに該当すること

①ベッド柵等につかまらなくては寝返りができない



②補助用具等を用いなければ歩行ができない



③器質性認知症を原因とした、見当識障害と、所定の問題行動が5つ以上ある



II つぎの①～④のうち2項目に該当し、かつ、うち1項目はアの「全面的な介護を要する」状態にあること

①入浴
ア:全面的な介護を要する
イ:部分的な介護をする



②排せつ
ア:全面的な介護を要する



③清潔・整容
ア:全面的な介護を要する
イ:部分的な介護をする



④衣服の着脱
ア:全面的な介護を要する
イ:部分的な介護をする



■肝硬変と診断されたとき

- 保険料の払い込みの免除対象となる肝硬変は、病理組織学的所見（肝生検）、腹腔鏡検査または画像検査によって診断され、チャイルド・ピュー分類にもとづく所定の要件を満たすものに限ります。

■ 約款参照

①公的医療保険制度

保険料払込免除特約（2026）[別表6 公的医療保険制度]

②医科診療報酬点数表

保険料払込免除特約（2026）[別表7 医科診療報酬点数表]

③先進医療

保険料払込免除特約（2026）[別表8 先進医療]

④先進医療に該当する診療行為

診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与・放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

⑤先進医療の最新の内容は、当社ホームページでご覧いただけます。

⑥2025年9月時点の取り扱いです。

■指定難病により所定の身体障害状態になられたとき

- 指定難病を原因として、身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害(複数障害といいます)につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が4級の障害に該当したときについても、保険料の払い込みを免除します。

たとえば、身体障害者障害程度等級表に定める5級の障害に2つ該当した場合、4級の身体障害者手帳が交付されることがあります。①

①2025年9月時点の取り扱いです。

■「II.各種保険の保障内容」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

5 リビング・ニーズ特約(2018)

1. しくみ

- 被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、死亡保険金のお支払いに代えて、特定状態保険金をお支払いします。
- この特約は、つぎの主契約に付加することができます。

- 定期保険(2018)
- 遞増定期保険(2018)



ご注意

- この特約には、解約返還金はありません。
- この特約の付加は、リビング・ニーズ特約を含めて、被保険者お1人につき1契約に限ります。

2. お支払いする場合

お支払いする保険金	お支払いする場合	支払額	受取人
特定状態保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額から、特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額	被保険者①

①契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が契約者である場合には、契約者とします。



ご注意

- 医師により被保険者の余命が6か月以内と診断された場合でも、当社において、被保険者の余命が6か月以内と判断できないときは、特定状態保険金をお支払いしません(「余命が6か月以内」の判断は、医療機関の診断書や請求書類等の内容または当社が確認を行った結果にもとづいて、当社が行います)。
- 特定状態保険金の請求日が主契約の保険期間の満了日の直前1年以内となる場合については、特定状態保険金の支払対象とはなりません。
- 特定状態保険金をお支払いする前に、死亡保険金の請求を受けたときは、特定状態保険金はお支払いしません。
- 特定状態保険金をお支払いした場合、この特約は消滅したものとみなします。
- 特定状態保険金のお支払い後、6か月以内に被保険者が死亡された場合でも、指定保険金額から差し引いた利息および保険料に相当する額は返金いたしません。

■「III. 保険金などのお支払い」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

III . 保険金などのお支払い

ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

1 保険金などの請求方法

保険金などの支払事由に該当された場合、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合、不明な点が生じた場合などには、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

- どのような場合に保険金などが支払われるかについては、「II. 各種保険の保障内容」をご覧ください。なお、日本国外で死亡された場合などでも、国内と同様に約款の規定にもとづき保険金などをお支払いしますので、ご請求ください。
- 保険金などの請求には時効があります。死亡保険金、生活障害年金、解約返還金、保険料払込の免除などの請求の権利は、3年をすぎますとなくなりますので、ご注意ください。
- 請求手続きについては、ご契約の申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」に詳しく記載しています。

■保険金などの支払時期

保険金などは請求書類が当社に到着した日①の翌日からその日を含めて5営業日②以内にお支払いします。ただし、保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合の支払期限は、つぎのとおりとします。

保険金などをお支払いするための確認等が必要な場合		支払期限
①保険金などをお支払いするための確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">保険金などの支払事由発生の有無の確認が必要な場合保険金などの免責事由に該当する可能性がある場合告知義務違反に該当する可能性がある場合重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内③
②上記①の確認を行ふための特別な照会や調査が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合契約者、被保険者または保険金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて180日以内③

①請求書類が当社に到着した日

完備された請求書類が当社に到着した日をいい、営業日でない場合は翌営業日となります。

②営業日

以下の日を除く日をいいます。
・土曜日、日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
・12月31日から翌年1月3日まで

③契約者、被保険者または保険金などの受取人が、正当な理由がなく確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金などをお支払いしません。



ご注意

- 重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて死亡保険金をお支払いする場合があります。
- 保険金などの請求および保険料の払い込みの免除の請求があったときに、当社の確認担当社員または当社が委託した確認担当者が、ご契約の請求内容などについて確認させていただく場合があります。

ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

2 保険金などをお支払いできない場合

保険金などをお支払いできない場合、保険料の払い込みを免除できない場合があります。保険金などをお支払いできない場合の具体的な事例については、ご契約の申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご参照ください。

1. 支払事由などに該当しない場合の例

(責任開始期前の疾病・傷害を原因とする場合)

- 保険金などのお支払いについては、その要件を「**支払事由①**」として約款に定めています。したがって、要件を満たさず、支払事由に該当しない場合には、保険金などのお支払いはできません。また、保険料の払い込みの免除についても、その要件である「**保険料払込の免除事由①**」に該当しない場合には、保険料の払い込みの免除はできません。
 - 生活障害年金のお支払いおよび保険料の払い込みの免除は、その原因となる疾病または傷害がご契約の**責任開始期②**(復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期をいいます)以後に生じたことが、その要件となっています。したがって、責任開始期前にすでに発病していた疾病(*)または発生していた傷害を原因とする場合には、生活障害年金のお支払いおよび保険料の払い込みの免除はできません。
- (*)「責任開始期前にすでに発病していた疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます)について、責任開始期前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- 医師の診療を受けたことがある。
- 健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます)を受けたことがある。
- 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

原因が責任開始期前に生じているため、生活障害年金のお支払い対象とはなりません。

生活障害年金のお支払い対象となります。

保険期間中に支払事由に該当していないため、生活障害年金のお支払い対象とはなりません。



- 保険料の払い込みの免除対象となる場合、ならない場合も同様となります。
- 死亡保険金については、責任開始期以後の疾病または傷害を原因とすることがお支払いの要件とはなっていないため、死亡の原因が責任開始期前に生じていた場合でもお支払いの対象となります。ただし、告知義務違反によりご契約が解除されたり、免責事由に該当した場合には、お支払いしません。

- 責任開始期前に発病していた疾病を原因とする場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして生活障害年金をお支払いし、または保険料の払い込みを免除します。

**①支払事由
保険料払込の免除事由**
「II.各種保険の保障内容」をご参照ください。

②責任開始期
「I.ご契約に際して ③ご契約の成立と保障の責任開始期」をご参照ください。

2. 免責事由に該当する場合

- 支払事由や保険料払込の免除事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、保険金などのお支払いおよび保険料の払い込みの免除はできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

保険金・保険料払込の免除	免責事由
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ご契約の責任開始期(復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします)の属する日からその日を含めて3年以内の自殺① 契約者または死亡保険金受取人の故意②
第1回の生活障害年金(障害)③ 第1回の生活障害年金(介護)	<ul style="list-style-type: none"> 契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 被保険者の薬物依存④
保険料払込の免除⑤	
特定状態保険金	<ul style="list-style-type: none"> 契約者または被保険者の故意②

①自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合があります。

②一部の受取人によるとときは、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその受取人以外の受取人にお支払いします。

③複数障害により対象となる身体障害状態に該当した場合で、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害が支払事由または保険料払込の免除事由に該当する障害と同等の障害であると当社が認めた場合は、生活障害年金をお支払いし、または保険料の払い込みを免除します。

■ 約款参照

④薬物依存

保険料払込免除特約
(2026)「備考2. 薬物依存」

3. 告知義務違反による解除の場合

- ご契約(特約)の締結または復活に際して、故意または重大な過失によって事実を告知^①しなかつたり事実と異なることを告知したりしたために、告知義務違反^①によりご契約(特約)が解除された場合は、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。すでに保険金などをお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただき、また、すでに保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、保険金などの支払事由や保険料払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金などをお支払いし、または保険料の払い込みを免除します。

**①告知
告知義務違反**
「1. ご契約に際して 告知義務」をご参照ください。

4. 重大事由による解除の場合

- つぎのような重大な事由に該当し、ご契約(特約)が解除された場合で、重大な事由の発生時以後に、保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由が生じていたときは、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。すでにその支払事由により保険金などをお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただき、また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかつたものとして取り扱います。
- 契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称を問いません)を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
- 契約者、被保険者または保険金などの受取人がこのご契約の保険金など(死亡保険金を除き、保険料の払い込みの免除を含みます)を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
- このご契約の保険金など(保険料の払い込みの免除を含みます)の請求に関してその保険金などの受取人(保険料の払い込みの免除の請求については契約者)に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
- 他のご契約との重複により生活障害年金の年金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- 契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき等^②
- このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由によって解除されることにより、当社の契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しえない上記と同等の事由があるとき
- 当社の契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき

②この事由にのみ該当した場合で、該当したのが一部の死亡保険金の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき保険金などをお支払いしません。

5. 詐欺による取消の場合

- ご契約(特約)の締結または復活に際して、契約者、被保険者または保険金などの受取人の詐欺が行われたものと認められるために、ご契約(特約)が取消となった場合は、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

6. 不法取得目的による無効の場合

- ご契約締結の状況、ご契約成立後の保険金などの請求の状況などから、契約者が保険金などを不法に取得する目的または第三者に保険金などを不法に取得させる目的でご契約の締結または復活をされたものと認められるために、ご契約(特約)が無効となった場合は、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

7. 保険金などを削減してお支払いする場合

- 戦争その他の変乱によって保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算の基礎に影響を及ぼすと当社が認めた場合は、その影響の程度に応じ、つぎの保険金を削減してお支払いすることができます。なお、削減後の保険金の金額は、責任準備金額を下回ることがありません。

- 死亡保険金
- 特定状態保険金

- 地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって生活障害年金の支払事由または保険料払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加が、主契約または保険料払込免除特約が付加された主契約の保険料の計算の基礎に影響を及ぼすと当社が認めた場合は、その影響の程度に応じ、生活障害年金を削減してお支払いすること、または保険料の払い込みの免除をしないことがあります。

■「IV. 保険料について」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

IV . 保険料について

ご契約に際して

各種保険の保障内容

保険金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

1 充実割

- 所定の条件を満たすご契約について、保険金額などをもとに判定された割引ランクに応じて保険料率を割り引く制度です。
- 充実割の適用有無および適用される割引ランクは、つぎのご契約ごとの割引判定ポイント(充実割の判定のために保険金額などを換算したもの)にて判定します。

<定期保険(2018)または生活障害年金定期保険(2018)の場合>

- 割引判定ポイントが2,500ポイント以上の場合には充実割が適用され、3,500ポイント以上、5,000ポイント以上、10,000ポイント以上の場合にはさらに保険料率が割り引かれます。

<遞増定期保険(2018)の場合>

- 割引判定ポイントが2,500ポイント以上の場合には充実割が適用され、3,500ポイント以上の場合にはさらに保険料率が割り引かれます。



ご注意

- 割引判定ポイントはご契約ごとに判定し、他のご契約とは通算しません。
- 契約内容の変更(保険金額などの減額や保障内容の変更など)により割引判定ポイントが減少した場合、変更後の割引判定ポイントに応じて保険料を計算し、適用される割引が変更されるか、または割引が適用されなくなることがあります。

2 保険料の払い込み

1. 保険料の払込方法(経路)

保険料の払込方法(経路)にはつぎの方法があります。

①口座振替による払い込み

- 当社と提携している金融機関などの指定された口座から、保険料が振替日に自動的に振り替えられます。保険料は振替日の前日までにご準備ください。**①**
- 振り替えられた保険料については領収証を発行しません。
- 振替日に残高不足で保険料が振り替えられなかった場合、通知でお知らせのうえ、月払契約においては、翌月の振替日に前月と当月の2か月分の保険料の口座振替を行い、年一括払・半年一括払契約においては、翌月の振替日に再度口座振替を行います。

①同一口座から、複数の保険料または他の料金等の振り替えを行う場合には、振替順序の指定はできません。

②クレジットカードによる払い込み

- 当社指定のクレジットカードにより、保険料をお払い込みいただきます。この場合、クレジットカードの名義は契約者に限ります。
- 当社が定めた決済日を保険料の払い込みがあった日とします。**①**
- 決済された保険料については領収証を発行しません。
- 当社が定めた決済日に保険料の決済ができなかった場合でも、通知でお知らせのうえ、月払契約においては翌月の決済日に前月と当月の2か月分の保険料の決済を、年一括払・半年一括払契約においては翌月の決済日に再度決済を行うことがあります。

①同一のクレジットカードにより、複数の保険料または他の料金等の払い込みを行う場合には、払込順序の指定はできません。

③団体を通じての払い込み

- 所属する会社や官公署などの団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。
- この場合、領収証は個々の契約者ではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。
- 団体が当社に保険料を払い込んだ日をもって個々のご契約の保険料の払い込みがあった日とします。
- 月払・半年一括払契約の場合、団体の加入者数が20名以上と20名未満では、適用される保険料率が異なります。
- 所定の人数を下回る場合など、団体を通じての払込方法の取り扱いができなくなる場合があります。
- 生活障害年金定期保険(2018)では、団体を通じての払込方法を取り扱いません。

④送金による払い込み

- 払込期月ごとの払込取扱票を送付しますので、郵便局または払込取扱票に記載された銀行窓口などでお払い込みください。
- 受領証は保険料領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。
- ご契約の申し込み手続き時に送金扱月払による払い込みを指定することはできません。
- 万一、払込取扱票が届かなかった場合には、コンタクトセンターまでご連絡ください。



ご注意

- 払込方法(経路)の変更により、保険料が変更されることがあります。
- 契約者が法人の場合、クレジットカードによる払い込みはできません。
- 払込方法(経路)の変更を希望される場合または勤務先団体からの脱退などの場合も、すみやかに、当社の担当者またはコンタクトセンターまでお申し出ください。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、別途お払い込みいただく必要があります。
- 当社の社員がお客様から現金をお預かりすることや、当社の口座以外への振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることもありません(当社の募集代理店も同様です)。

2. 保険料の払込方法(回数)

保険料の払込方法(回数)にはつぎの方法があります。払込方法(回数)の変更を希望される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

- 月払……………毎月1回お払い込みいただく方法です。
- 半年一括払……年2回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。
- 年一括払………年1回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。

3. 保険料期間

保険料は契約日または毎回の払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(保険料期間といいます)に充当されます。なお、保険料の払込方法(回数)に応じて保険料期間はつぎのとおりです。^①

- 月払……………月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで
- 半年一括払……半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで
- 年一括払………年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで

^①第1回保険料の保険料期間については、それぞれの契約日から次の契約応当日の前日までとなります。

4. 保険料の払い込みが不要となった場合の取り扱い

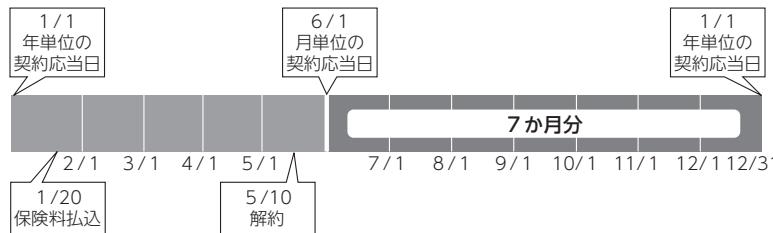
保険料の払込方法(回数)が年一括払・半年一括払のご契約の場合、保険料の払い込みが不要となったときの取り扱いはつぎのとおりです。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅、保険金額などの減額、保険金などのお支払い、保険料の払い込みの免除などにより、保険料の払い込みが不要となった場合は、すでに払い込まれた保険料のうち、保険料の払い込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を、契約者にお支払いします。なお、保険金などをお支払いするときは、保険料の残額に相当する金額の返還金を、その保険金などの受取人にお支払いします。
- 保険金額の減額などにより保険料の一部の払い込みを要しなくなった場合は、その払い込みを要しなくなった部分に限ります。

■年一括払の例

〈年単位の契約応当日：1/1、年一括払保険料の払い込み：1/20、
ご契約の解約：5/10の場合〉

- 保険料の払い込みを要しなくなったのはご契約を解約した5/10であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6/1となります。
したがって6/1から12/31までの7か月分に対応する保険料の残額に相当する金額の返還金をお支払いします。



- ご注意 • 保険料の払込方法(回数)が月払のご契約については、保険料の払い込みが不要となった場合の取り扱いはありません。

3 保険料をまとめて払い込む方法

余裕資金を活用し、保険料をまとめて払い込むことにより、月々の保険料負担を軽減することができます。保険料をまとめて払い込む場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。^①

1. 保険料の一括払(月払契約の場合)

- 所定の取扱範囲内で、当月分以後の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料の払い込みを要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、契約者に払い戻します。なお、保険金などをお支払いするときは、一括払された保険料の残額を、その保険金などの受取人に払い戻します。



ご注意

- 一括払された保険料の残額について、申出による払い戻しはできません。
- 契約者貸付制度を利用する場合、一括払された保険料の残額からの貸し付けはできません。

①2025年12月時点の取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります。

2. 保険料の前納(年一括払契約の場合)

- 所定の取扱範囲内で、将来の保険料を2年分以上まとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料前納金は、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息をつけて積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払い込みにあてられます。
- 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、年一括払保険料の払い込みに順次あてられます。
- 保険料の払い込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、契約者に払い戻します。なお、保険金などをお支払いするときは、保険料前納金の残額を、その保険金などの受取人に払い戻します。
- 月払・半年一括払のご契約は、払込方法(回数)を年一括払に変更のうえ、前納の取り扱いをします。



ご注意

- 保険料前納金の残額について、申出による払い戻しはできません。
- 契約者貸付制度を利用する場合、保険料前納金の残額からの貸し付けはできません。
- 前納期間中には払済終身保険への変更などの契約内容の変更を取り扱わない場合があります。

4 払込期月・猶予期間とご契約の効力

保険料は所定の払込期月内にお払い込みください。払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内に保険料をお払い込みいただけない場合、ご契約は無効または失効となります。

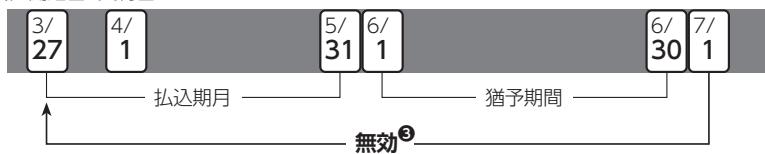
- 保険料の払込期月および猶予期間はつぎのとおりです。

- 払込期月
 - 第1回保険料……………責任開始の日からその翌々月末日まで
 - 第2回以後の保険料……月単位の契約応当日の月の初日から末日まで①
- 猶予期間
 - 第1回および第2回以後の保険料……払込期月の翌月初日から末日まで②

■月払(口座振替による払い込み)の例

第1回保険料の場合

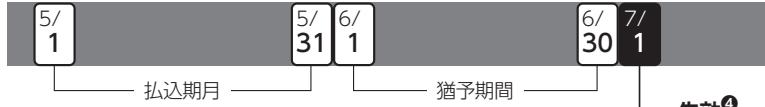
責任開始日 契約日



猶予期間の満了日(6/30)までに第1回保険料が払い込まれない場合、責任開始の日(3/27)にさかのぼってご契約の保障がなくなります。

第2回以後の保険料の場合

契約応当日



猶予期間の満了日(6/30)までに第2回以後の保険料が払い込まれない場合、猶予期間の満了日の翌日(7/1)からご契約の効力を失います。

①年一括払・半年一括払については、年・半年単位の契約応当日の月の初日から末日までとなります。

②年一括払・半年一括払については、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までとなります。

③・猶予期間の満了日までに保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由に該当され、当社が保険金などのお支払いまたは保険料の払い込みの免除をした場合は、無効としません。

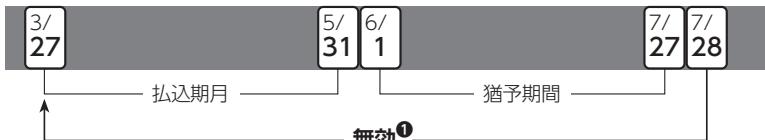
・全部見直し制度、一部見直し制度、家族内承継制度を利用のご契約については、第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料の払い込みがない場合、失効となります。

④・失効した場合でご契約に解約返還金があるときには、契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

■年一括払(口座振替による払い込み)の例

第1回保険料の場合

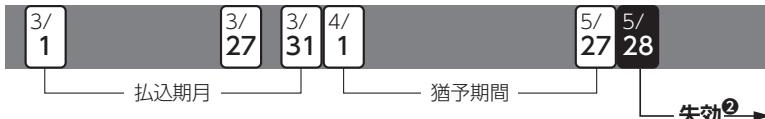
責任開始日(契約日)



猶予期間の満了日(7/27)までに第1回保険料が払い込まれない場合、責任開始の日(3/27)にさかのぼってご契約の保障がなくなります。

第2回以後の保険料の場合

契約応当日



猶予期間の満了日(5/27)までに第2回以後の保険料が払い込まれない場合、猶予期間の満了日の翌日(5/28)からご契約の効力を失います。

- ①・猶予期間の満了日までに保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由に該当され、当社が保険金などのお支払いまたは保険料の払い込みの免除をした場合は、無効としません。

- ・全部見直し制度、一部見直し制度、家族内承継制度を利用のご契約については、第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料の払い込みがない場合、失効となります。

- ②・失効した場合でご契約に解約返還金があるときには、契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

5 失効したご契約の復活

保険料の払い込みがなく失効したご契約を、有効な状態に戻すことを復活といいます。失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ご契約を復活される場合は、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1. 必要な手続き

- あらためて**告知または診査①**をしていただきます。健康状態などによっては、復活できないこともあります。
- 当社が復活を承諾したときは、払い込みを中止された時から復活する時までの保険料（復活保険料）を一括して払い込んでいただきます。



ご注意

- 解約返還金と同額の返還金を請求された後は復活の取り扱いはできません。

①告知または診査

[1. ご契約に際して **告知義務**]をご参照ください。

2. 責任開始期

- 申し込みをいただいた復活を当社が承諾した場合には、復活保険料を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）からご契約上の保障が開始されます。



ご注意

- 復活時の告知義務違反による解除、復活日から3年以内の自殺、復活前の発病などがある場合には、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除の取り扱いができないことがあります。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除の取り扱いができないことがあります。

6 払い込みが困難なときの継続方法

保険料のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、つぎのような制度が設けられています。詳しくは、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

保険料の負担を軽くしたいとき	保険金額などの減額
死亡保障を残しつつ、保険料の払い込みを中止したいとき	払済終身保険への変更

1. 保険金額などの減額①

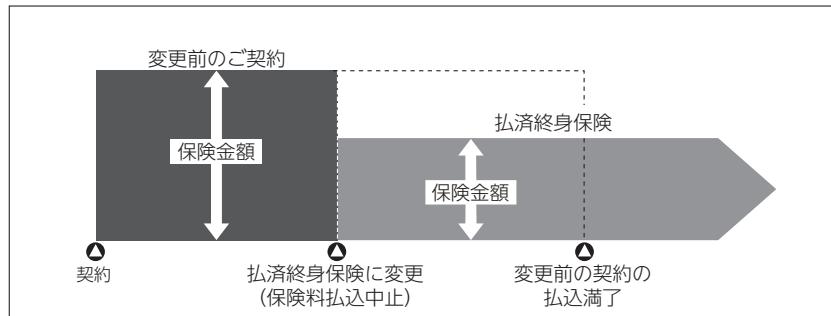
- 保険金額などを減らすことによりお払い込みいただく保険料が少なくなります。

①「V. ご契約後について
4 保険金額などの減額」をご参照ください。

2. 払済終身保険への変更

- 次回以後の保険料払込を中止し、所定の取扱範囲内で、解約返還金をもとに保険金額を定めた払済終身保険に変更することができます。
- 払済終身保険に変更することにより、死亡保障が终身にわたって継続します。
- 通増定期保険(2018)または生活障害年金定期保険(2018)を払済終身保険に変更する場合で、払済終身保険の死亡保険金額が、変更前のご契約の死亡保険金の額をこえるときは、払済終身保険の死亡保険金額について、解約返還金の残額との合計額が変更前のご契約の死亡保険金の額と同額となるよう定め、その解約返還金の残額を契約者にお支払いします。

■ 払済終身保険への変更の例(定期保険(2018)の場合)



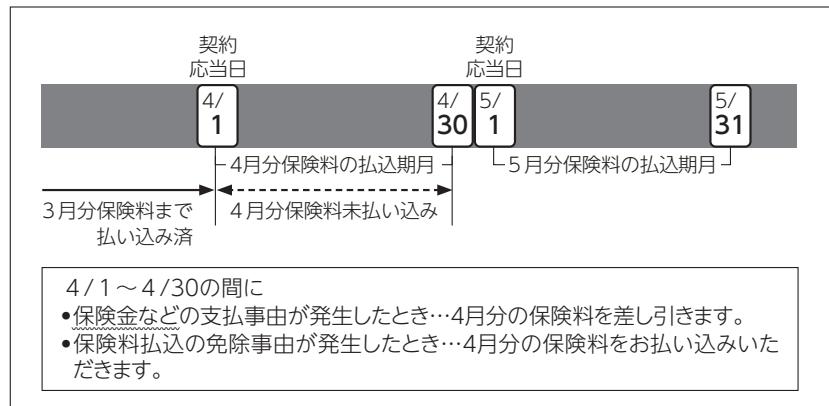
- ご注意
- この制度を利用されるご契約に契約者貸付があるときは、その元利金を解約返還金から差し引き、死亡保険金額を定めます。
 - 定期保険(2018)の場合、変更後の予定利率は変更前より下がることがあります。
 - 通増定期保険(2018)の場合、払済終身保険の死亡保険金額は一定となり、通増しません。また、変更後の予定利率は変更前より下がります。
 - 生活障害年金定期保険(2018)の場合、払済終身保険に変更することにより、保険給付の種類は死亡保険金のみとなり、生活障害年金のお支払いはありません。また、変更後の予定利率は変更前より下がります。

7 保険金などのお支払いの際の保険料精算

保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのとおり取り扱います。

- 保険金などをお支払いするとき
……未払込保険料を保険金などから差し引きます。
- 保険料の払い込みを免除するとき
……**猶予期間①**内に未払込保険料をお払い込みいただきます。

■月払の例



①猶予期間

「**4 払込期月・猶予期間とご契約の効力**」をご参照ください。

■「V.ご契約後について」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

2 手続き・請求を代理する制度

契約者または被保険者が手続きや保険金などの請求ができない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した代理人が契約者または被保険者に代わって手続きや保険金などの請求を行うことができます。

1. 保険契約者代理特約

- 保険契約者代理人(契約者代理人といいます)が、契約者に代わって解約、保険金額などの減額、住所変更などの手続きを行うことを可能とする特約です。
 - 契約者は、この特約を付加し、あらかじめ契約者代理人を指定してください。
 - つぎのような特別な事情があるときに、契約者代理人が契約者に代わって手続きを行うことができます。
 - 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができないとき
 - 契約者が、病名を知らされていないため(がん等の当社が認める傷病名の場合)、保険金などを請求できないとき
- など
- 契約者代理人が契約者の意向に沿った手続きができるように、契約者から契約者代理人に対して、ご契約内容、契約者代理人に指定されていることおよび契約者代理人が代理することができる手続きの内容等について、事前に必ずお伝えください。



- ご注意
- 契約者が法人である場合には、この特約を付加することはできません。
 - 契約者の変更、契約者・契約者代理人の死亡により、この特約は消滅します。**①**
 - 契約者・契約者代理人が亡くなられた後、すみやかに契約者の相続人もしくは契約者から当社へ通知ください。
 - 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができないと当社が判断した場合、つぎのとおりとします。
 - この特約が付加されているご契約に関する情報について、契約者代理人に対して開示することができます。
 - 契約者が同一人である全てのご契約について、以後、契約者からの手続きを取り扱わないことがあります。**②**

①この特約が消滅した場合には、この特約を再度付加することができます。

②その後、契約者がご契約に関する手続きを行う意思表示ができると当社が判断した場合は、契約者からの手続きを取り扱います。

①代理することができる手続き

- 契約者代理人は、契約者が行うことができる手続き①を代理することができます。ただし、つぎの手続きを除きます。②

- 契約者の変更
- 保険金などの受取人の変更
- 契約者代理人の変更
- 契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
- 被保険者が受取人と定められた保険金などの請求③

①契約者と保険金などの受取人が同一人である場合、保険金などの受取人が行うことができる手続きを含みます。

②2025年12月時点の取り扱いであり、将来的に変更することもあります。

③指定代理請求特約が付加されている場合、指定代理請求人から請求いただけます。

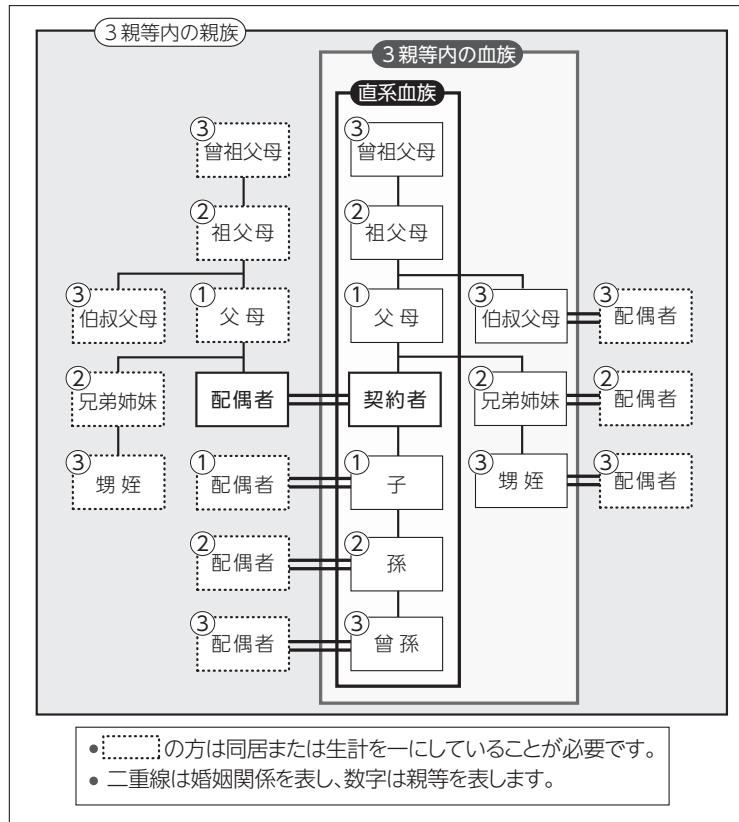
②代理することができる方

- 代理することができる方は、つぎのとおりです。

契約者があらかじめ指定した契約者代理人。ただし、手続き時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
- (2) 契約者の直系血族または3親等内の血族
- (3) 契約者と同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族
- (4)(3)以外で契約者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
- (5) 契約者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
- (6)(4)または(5)と同等の特別な事情があると当社が認めた方

■直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族



①代理して請求することができる保険金など

- 対象となる保険金などの種類はつぎのとおりです。

保険種類	代理して請求することができる保険金などの種類
定期保険(2018)	契約者配当金①
通増定期保険(2018)	契約者配当金①
生活障害年金定期保険(2018)	生活障害年金② 契約者配当金①
保険料払込免除特約(2026)	保険料払込の免除①
リビング・ニーズ特約(2018)	特定状態保険金



- 保険契約者代理特約が付加されている場合、指定代理請求人から、保険料の払い込みの免除などの請求はできません。③

①被保険者と契約者が同一人である場合が対象となります。

②すえ置かれたものを含みます。

③この場合、契約者が受取人と定められた保険金などは契約者代理人から請求いただけます。

④「1. 保険契約者代理特約 ②代理することができる方 ■直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族」の「契約者」を「被保険者」と読み替えてご参照ください。

②代理することができる方

- 代理することができる方は、つぎのとおりです。④

- 契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族
 - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (4) (3)以外で被保険者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
 - (5) 被保険者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
 - (6) (4)または(5)と同等の特別な事情があると当社が認めた方
- 上記に該当する方がいない場合には、死亡保険金受取人⑤。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族
 - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている方

⑤・該当する死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。

・死亡保険金受取人が死亡されたことにより主契約の規定にもとづき死亡保険金受取人となつた方を除きます。



- 故意に保険金などの支払事由を生じさせた方または故意に被保険者を保険金などの請求ができない状態に該当させた方は、指定代理請求人としての取り扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求人または死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に請求可能な保険金などがあっても、変更前の指定代理請求人または死亡保険金受取人が保険金などを代理して請求することはできません。
- 保険金などの受取人の代理人(代理請求人といいます)に保険金などをお支払いした場合には、その後、保険金などの請求を受けても、重複してお支払いしません。
- 代理請求人に保険金などをお支払いした後、契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答しますので、ご承知おきください。
- 代理請求人から保険金などをご請求いただいた場合、当社が必要と認めたときは、代理請求人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。

3 解約と解約返還金

ご契約(特約)の解約はいつでもできます。ご契約(特約)を解約された場合に解約返還金があればお支払いしますが、ご契約後短期間で解約されたときには解約返還金がない場合があります。

1. 解約の取り扱い

- 解約はいつでもできますが、解約された時点でのご契約(特約)は消滅し、以後の保障はなくなります。



- ご注意**
- 現在加入のご契約を解約された場合は、新たなご契約の取り扱いにかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。
 - 解約後に新たなご契約に加入しようとしても、健康状態などによっては引き受けできない場合もあります。
 - 保険料のご都合がつかないときでも、解約以外に**ご契約を有効に継続させる制度**①があります。
 - 年金支払開始以後の生活障害年金定期保険(2018)は、解約を取り扱いません。

2. 解約返還金^②

- 解約返還金の額は、保険種類・年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。
- 解約返還金は年々増加するものとは限りません。ご契約によっては減少することがあります。
- お払い込みいただく保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金などのお支払いに、また他の一部は、ご契約の締結・維持に必要な経費にあてられます。このため、解約返還金は多くの場合、保険料の累計額よりも少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

3. 被保険者による契約者への解除の請求

- 被保険者と契約者が異なるご契約の場合、つぎの事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解除の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- 契約者または保険金などの受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由を発生させた、または発生させようとした場合
- 保険金などの受取人が、このご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- 上記のほか、被保険者の契約者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約の申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

①ご契約を有効に継続させる制度

「IV. 保険料について ⑥
払い込みが困難なときの継続方法」をご参照ください。

②つぎの制度を利用後にご契約を解約された場合、充当価格からの返還金があれば、その金額を払い戻します。

- 全部見直し制度
- 一部見直し制度
- 家族内承継制度

4. 債権者等によりご契約が解約される場合の取り扱い

●差押債権者、破産管財人等(債権者等といいます)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1ヶ月を経過した日に効力を生じます。ただし、つぎの条件をいずれも満たす保険金などの受取人が、契約者の同意を得て、解約の効力が生じるまでの間に、解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、解約の効力は生じません。

- 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 契約者でないこと

4 保険金額などの減額

ご契約後に所定の取扱範囲内で保険金額などを減額することができます。なお、減額分は解約したものとして取り扱います。



ご注意

- 減額後に元のご契約に戻す(復旧する)取り扱いはできません。
- 充実割が適用されている場合、その割引が変更されるか、または割引が適用されなくなることがあります。

5 契約者貸付制度

一時的に資金がご入用のときに、所定の取扱範囲内で必要な資金を貸し付けする制度です。この制度を利用されるときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。貸し付けできる金額は、契約内容、契約年数などにより異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともあります。^①

1. 貸付金の限度額

- 貸付金の限度額は、つぎのいずれか小さい金額の一定範囲となります。

- 貸付時の解約返還金
- 貸付時の3年経過時の解約返還金

^①生活障害年金定期保険(2018)の場合は、生活障害年金の支払開始前に限りこの制度をご利用いただけます。

2. 貸付金の利息

- 貸付金の利息は、当社所定の貸付利率^②により複利で計算します。

^②金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。適用される利率は、当社ホームページをご覧ください。

3. 貸付金の返済および精算

- 全額返済のほか、貸付元利金の一部を返済いただくこともできます。
- 保険金などをお支払いする場合、ご契約の消滅や契約内容の変更により当社からの支払金がある場合には、貸付元利金が差し引かれて精算されます。



ご注意

- 貸付日から1年を経過するごとに利息が貸付金に繰り入れられます。また、追加して貸し付けを利用された場合には、追加貸付日時点の利息が貸付金に繰り入れられます。したがって、貸し付けが長期にわたりますと、貸付元利金が増えて解約返還金などの額を上回り、ご契約の効力を失うこともありますので、計画的な返済をおすすめします。
- 生活障害年金定期保険(2018)の場合で、第1回の生活障害年金をお支払いするときには、年一括払・半年一括払の保険料の残額に相当する金額の返還金から貸付元利金を差し引き、差し引けない残額があるときは、保険契約の責任準備金から差し引き年金額を改めます。ただし、その場合の年金額が所定の金額に満たないときは、生活障害年金をお支払いせず差引後の金額を一時金としてお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。
- 当社の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、当社の口座以外への振込を案内することはできません。また、暗証番号をお伺いすることもありません（当社の募集代理店も同様です）。

6 契約者・死亡保険金受取人などの変更

契約者、死亡保険金受取人、契約者代理人、指定代理請求人はつぎの取り扱いで変更できます。変更されるときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1. 契約者の変更

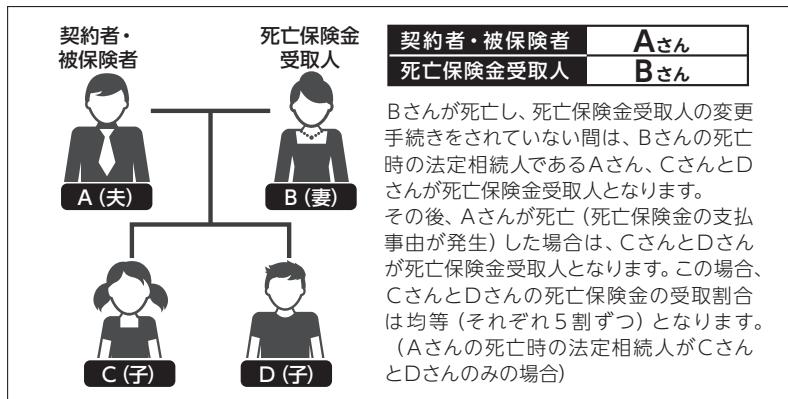
- 契約者は、被保険者と当社の同意を得て、契約者を変更することができます。^①
- 契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務(受取人を変更する権利、保険料を払い込む義務など)はすべて新たな契約者に引き継がれます。

^①生活障害年金定期保険(2018)の場合は、生活障害年金の支払開始前に限ります。

2. 死亡保険金受取人の変更

- 契約者は、被保険者が死亡されるまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険金受取人を変更される場合は、当社へ通知ください。
- 契約者は法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、契約者が亡くなられた後、すみやかに契約者の相続人から当社へ通知ください。なお、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- 死亡保険金受取人が死亡されたときは、新しい死亡保険金受取人に変更する手続きが必要です。
- 被保険者が死亡される以前に死亡保険金受取人が死亡され、死亡保険金受取人の変更手続きをされていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。死亡保険金受取人となった方が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

■死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例



- ご注意
- 当社が通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から請求を受けても、当社は重複してお支払いしません。
 - 死亡保険金受取人の範囲や受取割合は、契約形態、親族構成、死亡された順序などにより決まります。詳しくは、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

3. 契約者代理人・指定代理請求人の変更

- 契約者代理人が指定されている場合、契約者は、当社の承諾を得て、契約者代理人を変更することができます。
- 指定代理請求人が指定されている場合、契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 当社が定める契約者代理人または指定代理請求人の要件①を満たさなくなった場合には、契約者代理人または指定代理請求人の変更を行っていただく必要があります。

①「[② 手続き・請求を代理する制度](#)」をご参照ください。

4. 保険金などの税法上の取り扱い

- 保険金などの受け取りの際は、契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって税法上の取り扱い②が異なります。契約者または受取人を変更される際は、税法上の取り扱いを十分確認のうえご請求ください。

②「[⑩ 保険金などの税法上の取り扱い](#)」をご参照ください。

7 住所などの変更・改姓改名

転居などによって、当社に登録している住所などの情報を変更されるとき、また契約者・被保険者・死亡保険金受取人・契約者代理人・指定代理請求人が改姓または改名されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。



ご注意

- 住所変更の連絡がない場合、当社に登録している住所に送付した通知は、通常到達するために必要な期間を経過した時に、契約者に到達したものとします。

8 契約者配当金

契約者配当金は毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から割り当てられます。

- 契約者配当金は、当社所定の利率③による利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したとき、または契約者から請求があったときに、契約者にお支払いします。なお、保険金などをお支払いするときはその保険金などの受取人に、契約者配当金をお支払いします。
- 加入から長期間継続したご契約に対して特別配当をお支払いすることがあります。
- 生活障害年金定期保険(2018)については、年金支払期間中に割り当てられた契約者配当金は、ご契約が消滅したとき、または生活障害年金の受取人から請求があったときに、生活障害年金の受取人にお支払いします。

③金利水準などにより変更することがあります。利率については当社ホームページをご覧ください。



ご注意

- 毎年の決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

10 保険金などの税法上の取り扱い

保険金などを受け取る際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。課税される税金は、契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係で異なります。^①

1. 死亡保険金の受け取り時の課税取り扱い

- 契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり死亡保険金に対する税金が異なります。

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
契約者、被保険者、受取人が それぞれ別人	夫	妻	子	贈与税

2. 死亡保険金の非課税扱い

- 契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金について相続税法上一定の範囲内で非課税扱いを受けることができます。^②

- ① 2025年9月時点の取り扱いです。
・契約者が法人の場合の税法上の取り扱いについては、コンタクトセンターにご照会ください。

3. 生活障害年金の非課税扱い

- 疾病や傷害を原因として支払われる生活障害年金については、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にする他の親族の場合には、非課税扱いになります。

- ②ご契約が2件以上の場合は合算して適用します。



- ご注意
- 所得税の課税の対象となるものについては住民税が課税されます。
 - 税務の取り扱いについては、**2025年9月時点**の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

「約款」の記載をつぎのとおり変更します。

■定期保険（2018）普通保険約款について、第7条、第18条、第23条および第37条をつぎのとおり変更します。

第7条（保険料の払込）

1. 保険料は、保険料払込期間中、毎回の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第8条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

(1) 第1回保険料の払込期月

責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌々月末日まで

(2) 第2回以後の保険料の払込期月

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれつぎのとおり、契約日または契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
月払	契約日または月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
半年一括払	契約日または半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
年一括払	契約日または年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に払い戻します。

(1) 保険契約、付加された保険料払込免除特約（2018）または付加された保険料払込免除特約（2026）（以下「保険契約または付加された保険料払込免除特約等」といいます。）の消滅

(2) 保険金額の減額

(3) 保険料払込免除特約（2018）または保険料払込免除特約（2026）（以下「保険料払込免除特約等」といいます。）による保険料払込の免除事由（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）

4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に死亡保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金から差し引きます。

5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第11条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

7. 月払の保険契約が保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。

8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中でつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった保険料に対応する部分に限ります。）の返還金を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。

(1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約等の消滅。ただし、第4条（死亡保険金の免責事由に該当した場合の取扱）第2項、第13条（死亡保険金不法取得目的による無効）または第14条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。

(2) 保険金額の減額

(3) 保険料払込の免除事由

9. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。

10. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

第18条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者または被保険者がこの保険契約の保険料の払込を免除させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡保険金（保険料払込免除特約等による保険料払込の免除（以下「保険料払込の免除」といいます。）を含みます。）の請求に関し、死亡保険金受取人（保険料払込の免除の請求について保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または死亡保険金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、死亡保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金。以下本号において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により死亡保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
 3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
 4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第23条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、貸付時の解約返還金額と貸付時の3年経過時の解約返還金額のいずれか小さい金額の所定の範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率により年複利で計算します。
4. 保険契約者は、いつでも本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
5. つぎのいずれかに該当する場合に、本条の貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約等が消滅したとき（保険契約の一部が消滅した場合を含みます。）
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
6. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
7. 当会社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

第37条（保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則）

1. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）（以下「保障見直し特約（2018）等」といいます。）を付加した場合で、この普通保険約款または付加された特約の特約条項の規定にもとづき保険料を改めるときは、充当保険料も改めます。
2. 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、保障見直し特約（2018）等に定める見直し価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格（以下「充当価格」といいます。）があるときは、つぎのとおり取り扱い

ます。

- (1) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額（当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいい、リビング・ニーズ特約（2018）の特定状態保険金が支払われるときは特定状態保険金の請求日から6か月を経過した日における金額とします。また、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。以下同じ。）を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
 - (ア) 保険金が支払われるとき
 - (イ) 被保険者が死亡したとき
 - (ウ) 保険料の払込が免除されたとき
 - (2) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額から当会社所定の金額を差し引いた金額（以下「充当価格からの返還金」といい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。）を保険契約者に払い戻します。
 - (ア) 保険契約が効力を失ったとき
 - (イ) 保険契約が解除または解約されたとき
 - (ウ) 払済終身保険に変更するとき
 - (3) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消した場合には、充当価格を保険契約者に払い戻します。
 - (4) つぎのいずれかに該当した場合で、充当価格のある保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により充当保険料を減額し、充当保険料の減額により支払うべきつぎの金額（充当保険料の減額に対応する部分とします。）を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
 - (ア) 保険料の払込方法（回数）または保険料の払込方法（経路）を変更するときは、充当価格の残額
 - (イ) 契約年齢または性別の誤りを訂正するときは、充当価格の残額
 - (ウ) 付加された保険料払込免除特約（2018）のみが解除または解約されたときは、充当価格からの返還金（(オ)の場合を除きます。）
 - (エ) 付加された保険料払込免除特約（2026）のみが解除または解約されたときは、充当価格からの返還金（(カ)の場合を除きます。）
 - (オ) 保険料払込免除特約条項（2018）の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物と医師により診断確定されていた場合に付加された保険料払込免除特約（2018）が保険契約者からの申出により解除されたときは、充当価格の残額
 - (カ) 保険料払込免除特約条項（2026）の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物と医師により診断確定されていた場合に付加された保険料払込免除特約（2026）が保険契約者からの申出により解除されたときは、充当価格の残額
 - (5) 第23条（契約者貸付）の規定を適用する場合には、第23条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。
3. 充当価格のある保険契約について、第23条の規定を適用する場合には、第23条第6項に定める解約返還金額には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。
4. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第13条（死亡保険金不法取得目的による無効）の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第14条（詐欺による取消）の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。
5. 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは、第11条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）第3項第1号の規定にかかわらず、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

■追増定期保険（2018）普通保険約款について、第7条、第18条、第23条および第37条をつぎのとおり変更します。

第7条（保険料の払込）

1. 保険料は、毎回の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第8条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

(1) 第1回保険料の払込期月

責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌々月末日まで

(2) 第2回以後の保険料の払込期月

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれつぎのとおり、契約日または契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
月払	契約日または月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
半年一括払	契約日または半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
年一括払	契約日または年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に払い戻します。

(1) 保険契約、付加された保険料払込免除特約（2018）または付加された保険料払込免除特約（2026）（以下「保険契約または付加された保険料払込免除特約等」といいます。）の消滅

(2) 基本保険金額の減額

(3) 保険料払込免除特約（2018）または保険料払込免除特約（2026）（以下「保険料払込免除特約等」といいます。）による保険料払込の免除事由（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）

4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に死亡保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金から差し引きます。

5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第11条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

7. 月払の保険契約が基本保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。

8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中でつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった保険料に対応する部分に限ります。）の返還金を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。

(1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約等の消滅。ただし、第4条（死亡保険金の免責事由に該当した場合の取扱）第2項、第13条（死亡保険金不法取得目的による無効）または第14条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。

(2) 基本保険金額の減額

(3) 保険料払込の免除事由

9. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。

10. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

第18条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場

合

- (2) 保険契約者または被保険者がこの保険契約の保険料の払込を免除させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この保険契約の死亡保険金（保険料払込免除特約等による保険料払込の免除（以下「保険料払込の免除」といいます。）を含みます。）の請求に関し、死亡保険金受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
- (4) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または死亡保険金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 当会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、死亡保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金。以下本号において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により死亡保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかつたものとします。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取について第2項第1号の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第23条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、貸付時の解約返還金額と貸付時の3年経過時の解約返還金額のいずれか小さい金額の所定の範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率により年複利で計算します。
4. 保険契約者は、いつでも本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
5. つぎのいずれかに該当する場合に、本条の貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約等が消滅したとき（保険契約の一部が消滅した場合を含みます。）
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
6. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
7. 当会社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

第37条（保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則）

1. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）（以下「保障見直し特約（2018）等」といいます。）を付加した場合で、この普通保険約款または付加された特約の特約条項の規定にもとづき保険料を改めるときは、充当保険料も改めます。
2. 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、保障見直し特約（2018）等に定める見直し価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格（以下「充当価格」といいます。）があるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額（当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいい、リビング・ニーズ特約（2018）の特定状態保険金が支払われるときは特定状態保険金の請求日から6か月を経過した日における金額とします。また、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応す

る金額とします。以下同じ。) を保険契約者 (保険金を支払うときはその受取人) に払い戻します。

- (ア) 保険金が支払われるとき
- (イ) 被保険者が死亡したとき
- (ウ) 保険料の払込が免除されたとき

(2) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額から当会社所定の金額を差し引いた金額 (以下「充当価格からの返還金」といい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。) を保険契約者に払い戻します。

- (ア) 保険契約が効力を失ったとき
- (イ) 保険契約が解除または解約されたとき
- (ウ) 払済終身保険に変更するとき

(3) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消した場合には、充当価格を保険契約者に払い戻します。

(4) つぎのいずれかに該当した場合で、充当価格のある保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により充当保険料を減額し、充当保険料の減額により支払うべきつぎの金額 (充当保険料の減額に対応する部分とします。) を保険契約者 (保険金を支払うときはその受取人) に払い戻します。

- (ア) 保険料の払込方法 (回数) または保険料の払込方法 (経路) を変更するときは、充当価格の残額
- (イ) 契約年齢または性別の誤りを訂正するときは、充当価格の残額
- (ウ) 付加された保険料払込免除特約 (2018) のみが解除または解約されたときは、充当価格からの返還金 ((オ)の場合を除きます。)

- (エ) 付加された保険料払込免除特約 (2026) のみが解除または解約されたときは、充当価格からの返還金 ((カ)の場合を除きます。)

(オ) 保険料払込免除特約条項 (2018) の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物と医師により診断確定されていた場合に付加された保険料払込免除特約 (2018) が保険契約者からの申出により解除されたときは、充当価格の残額

(カ) 保険料払込免除特約条項 (2026) の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物と医師により診断確定されていた場合に付加された保険料払込免除特約 (2026) が保険契約者からの申出により解除されたときは、充当価格の残額

(5) 第23条 (契約者貸付) の規定を適用する場合には、第23条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。

3. 充当価格のある保険契約について、第23条の規定を適用する場合には、第23条第6項に定める解約返還金には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。

4. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第13条 (死亡保険金不法取得目的による無効) の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第14条 (詐欺による取消) の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。

5. 保障見直し特約 (2018) 等を付加した場合で、猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは、第11条 (保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱) 第3項第1号の規定にかかわらず、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

■生活障害年金定期保険（2018）普通保険約款を追加します。

生活障害年金定期保険（2018）普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 保険契約の型および年金の種類

第2条 保険契約の型

第3条 年金の種類および年金支払期間

3. 死亡保険金および生活障害年金の支払

第4条 死亡保険金および生活障害年金の支払

第5条 死亡保険金および生活障害年金の支払に関する補則

第6条 死亡保険金および生活障害年金の免責事由に該当した場合の取扱

第7条 死亡保険金および生活障害年金の請求、支払時期および支払場所

第8条 年金証書

4. 当会社の責任開始期

第9条 当会社の責任開始期

5. 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法（経路）

第12条 年一括払保険料の前納

第13条 月払保険料の一括払

6. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第14条 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

7. 保険契約の復活

第15条 保険契約の復活

8. 保険契約の無効および取消

第16条 死亡保険金等不法取得目的による無効

第17条 詐欺による取消

9. 告知義務および保険契約の解除

第18条 告知義務

第19条 告知義務違反による解除

第20条 保険契約を解除できない場合

第21条 重大事由による解除

10. 解約および解約返還金

第22条 解約および解約返還金

第23条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

11. 契約内容の変更

第24条 年金額の減額

第25条 払済終身保険への変更

12. 契約者貸付

第26条 契約者貸付

13. 保険契約者

第27条 保険契約者の代表者

第28条 保険契約者の変更等

第29条 保険契約者の住所の変更

14. 死亡保険金受取人

第30条 死亡保険金受取人の代表者

第31条 死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱

第32条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更

第33条 遺言による死亡保険金受取人の変更

15. 年齢の計算その他の取扱

第34条 年齢の計算

第35条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

16. 契約者配当金の割当および支払

第36条 契約者配当金の割当

第37条 契約者配当金の支払

17. 時効

第38条 時効

18. 法令等の改正に伴う生活障害年金の支払事由に関する規定の変更

第39条 法令等の改正に伴う生活障害年金の支払事由に関する規定の変更

19. 管轄裁判所

第40条 管轄裁判所

20. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

第41条 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

生活障害年金定期保険（2018）普通保険約款

(2024年3月19日改正)

（この保険の趣旨）

この保険は、一定期間の保険期間中に、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。死亡保険金の額および年金額は同額です。なお、第1回の生活障害年金が支払われる場合には、その後の保険料の払込を不要とします。

		給付の内容
死亡保険金		被保険者が第1回の生活障害年金の支払日前に死亡したときに支払います。
生活 障害 年金	生活障害年金 (介護)	被保険者が、公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当したときに第1回の生活障害年金(介護)を支払い、年金支払期間中の第1回の生活障害年金(介護)の支払日の年単位の応当日に生存しているときに第2回以後の生活障害年金(介護)を支払います。
	生活障害年金 (障害)	被保険者が、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級の障害に該当したときに第1回の生活障害年金(障害)を支払い、年金支払期間中の第1回の生活障害年金(障害)の支払日の年単位の応当日に生存しているときに第2回以後の生活障害年金(障害)を支払います。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語の意義	
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

2. 保険契約の型および年金の種類

第2条（保険契約の型）

1. 保険契約の型は、保険給付の種類により、つぎのとおりとします。

保険契約の型	保険給付の種類
介護型	死亡保険金 生活障害年金（介護）
障害・介護型	死亡保険金 生活障害年金（障害） 生活障害年金（介護）

2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、当会社の定める取扱にもとづき、第1項のいずれかの型を指定するものとします。
3. 第2項により指定された保険契約の型の変更は取り扱いません。

第3条（年金の種類および年金支払期間）

1. 年金の種類は有期年金とし、第1回の生活障害年金の支払日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り、生活障害年金を支払います。
2. 年金支払期間は、保険契約者が、保険契約の締結の際、当会社所定の範囲内で、年金支払期間とする年数を指定することにより定めるものとし、第1回の生活障害年金の支払日からその日を含めて保険契約者が指定した年数を経過する日までとします。

3. 死亡保険金および生活障害年金の支払

第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）

1. この保険契約において支払う死亡保険金および生活障害年金はつぎのとおりです。

死亡保険金・生活障害年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）		支払額	受取人	支払事由に該当しても死亡保険金・生活障害年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が第1回の生活障害年金の支払日前の保険期間中に死亡したとき	年金額と同額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
第1回の生活障害年金（介護）	被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、公的介護保険制度（別表2）における要介護2以上の状態（別表3）に該当し、要介護認定（別表4）において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき	年金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存
第2回以後の生活障害年金（介護）	被保険者が年金支払期間中の第1回の生活障害年金（介護）の支払日の年単位の応当日に生存しているとき	年金額	被保険者	_____

支払事由		支払額	受取人	免責事由
生活障害年金（障害）	保険契約の型が「障害・介護型」の場合で、被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」といいます。）に定める障害の級別の1級の障害に該当し（身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害（以下「複数障害」といいます。）につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級の障害に該当した場合を含みます。以下同じ。）、同法にもとづき障害の級別が1級である身体障害者手帳の交付があったとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となつた疾病または傷害と因果関係のない責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因とする障害が新たに加わって身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級の障害に該当し、同法にもとづき障害の級別が1級である身体障害者手帳の交付があったときを含みます。	年金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存
第2回以後の生活障害年金（障害）	被保険者が年金支払期間中の第1回の生活障害年金（障害）の支払日の年単位の応当日に生存しているとき	年金額	被保険者	_____

2. 生活障害年金の支払日については、つぎのとおりとします。

(1) 第1回の生活障害年金

第1回の生活障害年金の支払事由が生じた日

(2) 第2回以後の生活障害年金

第1回の生活障害年金の支払日の年単位の応当日

3. 第1回の生活障害年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日後に到来する保険料期間に対応する保険料の払込は要しません。

第5条（死亡保険金および生活障害年金の支払に関する補則）

- 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）の規定にかかわらず、生活障害年金の受取人は保険契約者とします。
- 生活障害年金の受取人を被保険者（第1項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 死亡保険金を支払う前に生活障害年金（介護）または生活障害年金（障害）の請求を受け、生活障害年金（介護）または生活障害年金（障害）が支払われるときは、当会社は、死亡保険金を支払いません。
- 生活障害年金が支払われた場合には、当会社は、死亡保険金を支払いません。
- 死亡保険金が支払われた場合には、当会社は、生活障害年金を支払いません。

6. 当会社は、生活障害年金（介護）と生活障害年金（障害）を重複して支払いません。
7. 生活障害年金（介護）または生活障害年金（障害）のいずれかが支払われた場合には、その生活障害年金と同じ生活障害年金の支払事由に該当しても、当会社は、これを支払いません。
8. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
9. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に生活障害年金（介護）の支払事由または生活障害年金（障害）の支払事由に該当する状態に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因としてその状態に該当したものとみなして、第4条の生活障害年金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
10. 被保険者が複数障害により生活障害年金（障害）の支払事由に該当した場合でも、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害のみであったとしても生活障害年金（障害）の支払事由に該当する障害と同等の障害であると当会社が認めた場合は、生活障害年金（障害）を支払います。
11. 年金支払期間が満了した場合には、保険契約は消滅します。
12. 保険期間の満了日後に要介護認定が効力を生じた場合でも、要介護認定の更新の場合で、保険期間の満了日までに要介護2以上との認定を受けていたときは、その認定を受けた日を要介護認定が効力を生じた日とみなして第4条の規定を適用します。
13. 保険期間の満了日後に身体障害者手帳の交付があった場合でも、保険期間の満了日までに身体障害者手帳の交付を申請していたときは、保険期間の満了日に身体障害者手帳の交付があったものとみなして第4条の規定を適用します。
14. 第12項または第13項の規定により生活障害年金が支払われる場合で、保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき生活障害年金からその金額を差し引くものとします。
15. 死亡保険金を支払うときに、契約者貸付があるときは、当会社は、死亡保険金（第10条（保険料の払込）第7項の規定により支払われる返還金を含みます。）からその元利金を差し引きます。
16. 第1回の生活障害年金を支払うときに、契約者貸付があるときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 第10条第7項の規定により支払われる返還金からその元利金の差引を行った後に差し引けない残額があるときは、保険契約の責任準備金からその残額を差し引き、年金額を改めます。
 - (2) 第1号の場合、改められた年金額が当会社所定の金額に満たないときは、生活障害年金を支払わず、差引後の金額を生活障害年金の受取人に一時に支払い、保険契約は、第1回の生活障害年金の支払事由が生じた時に消滅します。
17. 第4条の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金額を下回ることはできません。
18. 第4条の規定にかかわらず、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって生活障害年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、生活障害年金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う生活障害年金の現価は、責任準備金額を下回ることはできません。

第6条（死亡保険金および生活障害年金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金（責任準備金額が死亡保険金の額を上回る場合は、死亡保険金相当額。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

第7条（死亡保険金および生活障害年金の請求、支払時期および支払場所）

1. 死亡保険金または生活障害年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人もしくは生活障害年金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた死亡保険金または生活障害年金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡保険金または生活障害年金を請求してください。
3. 本条の規定により死亡保険金または生活障害年金の請求を受けた場合、死亡保険金または生活障害年金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。この場合、当会社が認めたときは、死亡保険金または生活障害年金の受取人の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。
4. 死亡保険金または生活障害年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡保険金または生活障害年金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、死亡保険金または生活障害年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌

日からその日を含めて45日を経過する日とします。

- (1) 死亡保険金または生活障害年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 死亡保険金または生活障害年金の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡保険金または生活障害年金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号および第3号に定める事項
 - (イ) 第21条（重大事由による解除）第1項第5号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から死亡保険金または生活障害年金の請求時までにおける事実
 - (エ) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人の死亡保険金または生活障害年金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金または生活障害年金の請求時までにおける事実
5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、死亡保険金または生活障害年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
- (1) 第4項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第4項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金または生活障害年金を支払いません。
7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、死亡保険金または生活障害年金を請求した者にその旨を通知します。
8. この保険契約にもとづく諸支払金の支払時期および支払場所については、第3項の規定を準用します。

第8条（年金証書）

当会社は、第1回の生活障害年金を支払うときに、年金証書を生活障害年金の受取人に交付します。

4. 当会社の責任開始期

第9条（当会社の責任開始期）

1. 当会社は、保険契約の申込を承諾した場合に、保険契約の申込または被保険者に関する告知のいざれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

5. 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

1. 保険料は、毎回の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第11条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌々月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれつぎのとおり、契約日または契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
月払	契約日または月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
半年一括払	契約日または半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
年一括払	契約日または年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人、生活障害年金を支払うときは生活障害年金の受取人）に払い戻します。

(1) 保険契約の消滅

(2) 年金額の減額

(3) 第1回の生活障害年金の支払事由

4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に死亡保険金または第1回の生活障害年金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金または第1回の生活障害年金から差し引きます。ただし、死亡保険金または第1回の生活障害年金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第14条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、死亡保険金または生活障害年金を支払いません。

5. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

6. 月払の保険契約が年金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。

7. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中でつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった保険料に対応する部分に限ります。）の返還金を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人、生活障害年金を支払うときは生活障害年金の受取人）に支払います。

(1) 保険契約の消滅。ただし、第6条（死亡保険金および生活障害年金の免責事由に該当した場合の取扱）第2項、第16条（死亡保険金等不法取得目的による無効）または第17条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。

(2) 年金額の減額

(3) 第1回の生活障害年金の支払事由

8. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中で第7項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

第11条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

(2) 当会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

(3) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

(4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）

(5) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第4号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条（年一括払保険料の前納）

1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料前納金を払い込んでください。

2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。

3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。

4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人、生活障害年金を支払うときは生活障害年金の受取人）に払い戻します。

第13条（月払保険料の一括払）

- 月払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料を一括で払い込んでください。
- 保険料の払込を要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人、生活障害年金を支払うときは生活障害年金の受取人）に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第14条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）

- 保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約日または払込期月の契約応当日が月の末日の場合には、払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで）
年一括払	

- 第1項の規定にかかわらず、当会社の責任が開始される日を契約日とする月払契約について、当会社が認めたときは、第2回保険料の猶予期間を第1回保険料の猶予期間の満了日まで延長して取り扱います。
- 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、つぎのとおりとします。

(1) 第1回保険料の場合

保険契約を無効とします。ただし、第10条（保険料の払込）第4項および本条第4項の規定にもとづき、猶予期間の満了日までに死亡保険金または第1回の生活障害年金の支払事由が生じ死亡保険金または第1回の生活障害年金を支払う場合を除きます。

(2) 第2回以後の保険料の場合

保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

- 猶予期間中に死亡保険金または第1回の生活障害年金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金または第1回の生活障害年金から差し引きます。ただし、死亡保険金または第1回の生活障害年金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、死亡保険金または生活障害年金を支払いません。

7. 保険契約の復活

第15条（保険契約の復活）

- 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、保険契約の復活を請求することができます。
- 保険契約の復活を請求するときは、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第26条（契約者貸付）第7項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
- 保険契約の復活を行う場合、当会社は第3項に定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から復活後の保険契約上の責任を負います。
- 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

8. 保険契約の無効および取消

第16条（死亡保険金等不法取得目的による無効）

保険契約者が死亡保険金もしくは生活障害年金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金もしくは生活障害年金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第17条（詐欺による取消）

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

9. 告知義務および保険契約の解除

第18条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結または復活の際、死亡保険金または生活障害年金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）で

告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第19条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつた場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、死亡保険金または生活障害年金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡保険金または生活障害年金を支払いません。また、すでに死亡保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに生活障害年金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）第3項の規定を適用しなかつたものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、死亡保険金または生活障害年金の支払事由が解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が証明したときは、死亡保険金または生活障害年金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第20条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第19条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に定める行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかつたと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、つぎのいずれかに該当した場合（責任開始期前に原因が生じていたことにより、生活障害年金が支払われない場合またはつぎの(イ)もしくは(ウ)に該当した場合を含みます。）を除きます。
 - (ア) 死亡保険金または生活障害年金の支払事由が生じたとき
 - (イ) 第1回の生活障害年金（介護）の支払事由に定める状態に該当したとき
 - (ウ) 第1回の生活障害年金（障害）の支払事由に定める障害に該当したとき
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき

第21条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または生活障害年金の受取人がこの保険契約の生活障害年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡保険金または生活障害年金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる年金額の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第5号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 当会社の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険

- 契約の存続を困難とする第1号から第6号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、死亡保険金または生活障害年金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（第1項第5号の事由にのみ該当した場合で、第1項第5号の事由に該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金。以下本項において同じ。）または生活障害年金を支払いません。また、すでにその支払事由により死亡保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでにその支払事由により生活障害年金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）第3項の規定を適用しなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人について第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返還金

- 第22条（解約および解約返還金）**
1. 保険契約者は、第1回の生活障害年金の支払日前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
 2. 解約返還金は、経過年月数（経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
 3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
 4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。この場合、当会社が認めたときは、保険契約者の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。

第23条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎのすべてを満たす死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、当会社が死亡保険金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、死亡保険金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、死亡保険金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡保険金受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、第1回の生活障害年金の支払事由が生じ、当会社が生活障害年金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の生活障害年金の支払日以後、第1項および第2項の規定は適用しません。
 - (2) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、第1回の生活障害年金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (3) 当会社は、第1回の生活障害年金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を生活障害年金の受取人に支払います。

11. 契約内容の変更

- 第24条（年金額の減額）**
1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、年金額を減額することができます。
 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、年金額の減額を取り扱いません。
 - (1) 減額後の年金額が当会社所定の金額を下回るとき

- (2) 第1回の生活障害年金の支払日以後であるとき
3. 年金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 年金額の減額をしたときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
5. 年金額の減額をした場合に、契約者貸付があるときは、この場合の返還金をその元利金の返済にあてます。

第25条（払済終身保険への変更）

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、次回以後の保険料払込を中止し、解約返還金をもとに保険金額を定めた、被保険者の死亡を支払事由とする終身保険（以下「払済終身保険」といいます。）に変更することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、払済終身保険への変更を取り扱いません。
 - (1) 払済終身保険の死亡保険金の額（以下本条において「死亡保険金額」といいます。）が当会社所定の金額に満たないとき
 - (2) 生活障害年金の年金支払期間中であるとき
3. 払済終身保険の保険給付の種類は、第4条（死亡保険金および生活障害年金の支払）第1項に定める死亡保険金のみとし、生活障害年金の支払はありません。
4. 第1項の場合、払済終身保険の死亡保険金額は、解約返還金（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）をもとに定めます。ただし、死亡保険金額が変更前の保険契約の死亡保険金の額（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた額。以下本項において同じ。）をこえるときは、死亡保険金額について、解約返還金の残額との合計額が変更前の保険契約の死亡保険金の額と同額となるよう定めます。この場合、その解約返還金の残額を保険契約者に支払います。
5. 払済終身保険への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
6. 払済終身保険への変更後は、第24条（年金額の減額）中「年金額」とあるのは「死亡保険金額」と読み替えます。

12. 契約者貸付

第26条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、第1回の生活障害年金の支払日前に限り、貸付時の解約返還金額と貸付時の3年経過時の解約返還金額のいずれか小さい金額の所定の範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率により年複利で計算します。
4. 保険契約者は、いつでも本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
5. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
6. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
7. 当会社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

13. 保険契約者

第27条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帶とします。

第28条（保険契約者の変更等）

1. 保険契約者は、第1回の生活障害年金の支払日前に限り、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上的一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、生活障害年金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者は、第1回の生活障害年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上的一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
3. 保険契約者の変更または第2項の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 保険契約者と生活障害年金の受取人が異なる場合、生活障害年金の受取人は、第1回の生活障害年金の支払日に保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。

第29条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 死亡保険金受取人

第30条（死亡保険金受取人の代表者）

- 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が死亡保険金受取人の1人に対しても行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。

第31条（死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱）

- 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第32条（当会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

- 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
- 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

第33条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 第32条（当会社への通知による死亡保険金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 第1項の死亡保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 遺言による死亡保険金受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
- 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

15. 年齢の計算その他の取扱

第34条（年齢の計算）

- 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第35条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

- 保険契約申込書（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときは当会社の定める取扱にもとづき実際の年齢による保険料に改め保険料の差額の精算等を行います。
- 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、第1項の規定を準用して取り扱います。

16. 契約者配当金の割当および支払

第36条（契約者配当金の割当）

- 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - つぎの事業年度中に、年単位の契約応当日が到来する保険契約。ただし、第1回の生活障害年金の支払日前で、かつ、年単位の契約応当日が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。
 - つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約
 - つぎの事業年度中に、第1回の生活障害年金の支払日の年単位の応当日（以下本条および第37条（契約者配当金の支払）において「年金支払日」といいます。）が到来する保険契約。ただし、年金支払日が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。
 - つぎの事業年度中に、年金支払期間の満了日の翌日が到来する保険契約
- 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第37条（契約者配当金の支払）

1. 第36条（契約者配当金の割当）第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎのとおり支払います。
 - (1) 第36条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日の前日の満了時に保険契約が有効である場合（年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。）に限り、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは第1回の生活障害年金の支払日前に保険契約者から請求があったときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に、第1回の生活障害年金を支払うときは生活障害年金の受取人に支払います。
 - (2) 第36条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
 - (3) 第36条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する年金支払日の前日の満了時に保険契約が有効である場合に限り、つぎの事業年度に到来する年金支払日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは生活障害年金の受取人から請求があつたときに生活障害年金の受取人に支払います。ただし、被保険者が死亡したとき（保険契約者が法人で、かつ、生活障害年金の受取人が保険契約者である場合を除きます。）は生活障害年金の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
 - (4) 第36条第1項第4号の規定によって割り当てた契約者配当金は、年金支払期間の満了時に生活障害年金の受取人に支払います。
2. 第36条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
3. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第7条（死亡保険金および生活障害年金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

17. 時効

第38条（時効）

死亡保険金、生活障害年金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

18. 法令等の改正に伴う生活障害年金の支払事由に関する規定の変更

第39条（法令等の改正に伴う生活障害年金の支払事由に関する規定の変更）

1. 当会社は、生活障害年金の支払事由に関する規定にかかる法令等の改正があり、その改正が生活障害年金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および年金額を変更することなく生活障害年金の支払事由に関する規定を変更することができます。
2. 第1項の規定により、生活障害年金の支払事由に関する規定を変更するときは、当会社は、変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

19. 管轄裁判所

第40条（管轄裁判所）

この保険契約における死亡保険金または生活障害年金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- (1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
- (2) 死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人（死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所

20. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

第41条（保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則）

1. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）（以下「保障見直し特約（2018）等」といいます。）を付加した場合で、この普通保険約款または付加された特約の特約条項の規定にもとづき保険料を改めるときは、充当保険料も改めます。
2. 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、保障見直し特約（2018）等に定める見直し価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格（以下「充当価格」といいます。）があるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額（当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。以下同じ。）を保険契約者（死亡保険金または生活障害年金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
 - (7) 死亡保険金または生活障害年金が支払われるとき
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額から当会社所定の金額を差し引いた金額（以下「充当価格か

らの返還金」といい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。)を保険契約者に払い戻します。

- (ア) 保険契約が効力を失ったとき
- (イ) 保険契約が解除または解約されたとき
- (ウ) 払済終身保険に変更するとき

(3) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消した場合には、充当価格を保険契約者に払い戻します。
(4) つぎのいずれかに該当した場合で、充当価格のある保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により充当保険料を減額し、充当保険料の減額により支払うべきつぎの金額(充当保険料の減額に対応する部分とします。)を保険契約者(死亡保険金または生活障害年金を支払うときはその受取人)に払い戻します。

- (ア) 保険料の払込方法(回数)または保険料の払込方法(経路)を変更するときは、充当価格の残額
- (イ) 契約年齢または性別の誤りを訂正するときは、充当価格の残額

(5) 第26条(契約者貸付)の規定を適用する場合には、第26条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。

3. 充当価格のある保険契約について、第26条の規定を適用する場合には、第26条第6項に定める解約返還金額には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。
4. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第16条(死亡保険金等不法取得目的による無効)の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第17条(詐欺による取消)の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。
5. 保障見直し特約(2018)等を付加した場合で、猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは、第14条(保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱)第3項第1号の規定にかかわらず、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

備考

1. 責任開始期以後に発病した疾病

「責任開始期以後に発病した疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表1 請求書類

(1) 死亡保険金、生活障害年金の請求

項目		必要書類
1	死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
2	生活障害年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類（生活障害年金（介護）の場合） (4) 被保険者の身体障害者手帳の写し（生活障害年金（障害）の場合） (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 生活障害年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券
		(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 生活障害年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
(注)		<p>1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。</p> <p>2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。</p> <p>3. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人として、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金および生活障害年金（以下「死亡保険金等」といいます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金、弔慰金または見舞金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、上記の請求書類につきの書類も含めるものとします。</p> <p>(1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金等の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。）</p> <p>(2) 保険契約者である団体が(1)の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類</p>

(2) その他

項目		必要書類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人または生活障害年金の受取人の印鑑証明書（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	契約内容の変更 ・年金額の減額 ・払済終身保険への変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

項目	必要書類
5 契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6 保険契約者の変更等	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券（第1回の生活障害年金の支払日以後は年金証書）
7 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8 遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
9 積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（第1回の生活障害年金の支払日以後は生活障害年金の受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（第1回の生活障害年金の支払日以後は年金証書）

(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることができます。
2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。

別表2 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表3 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表4 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。同法では、要介護認定はその申請のあった日（要介護認定の更新の場合は更新前の要介護認定の有効期間の満了日の翌日）にその効力を生じると定められています。なお、「要介護2以上との要介護認定」については、同法に定める要介護状態区分の変更の認定のうち、要介護2以上の状態以外の要介護状態区分からの変更の認定を含みます。

■保険料払込免除特約条項（2018）を削除し、保険料払込免除特約条項（2026）を追加します。

保険料払込免除特約条項（2026） 目次

この特約の趣旨

第1条	用語の意義
第2条	特約の型
第3条	保険料払込の免除
第4条	保険料払込の免除の請求
第5条	特約の締結
第6条	特約の責任開始期
第7条	保険料率
第8条	特約の失効
第9条	告知義務
第10条	告知義務違反による解除
第11条	特約を解除できない場合
第12条	重大事由による解除

第13条	特約の解約
第14条	特約の解約等に伴う返還金の取扱
第15条	特約の消滅とみなす場合
第16条	特約の契約者配当金
第17条	法令等の改正等に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更
第18条	主約款の規定の準用
第19条	無解約返還金型の保険種類である主契約に付加した場合の特則
第20条	特別条件を付けた場合の特則
第21条	契約日が2026年1月1日以前の主契約に付加した場合または追加したパッケージ内契約に付加した場合の特則

保険料払込免除特約条項（2026）

(2025年12月17日制定)

(この特約の趣旨)

- この特約は、被保険者が、悪性新生物と診断されたとき、急性心筋梗塞もしくは脳卒中により所定の状態に該当したとき、所定の身体障害状態に該当したとき、所定の要介護状態に該当したときまたは生活習慣病、メンタル疾病もしくは指定難病により所定の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。
- この特約には契約者配当金はありません。

第1条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語の意義	
責任開始期	この特約の締結に際して、当会社のこの特約上の責任が開始される時をいいます。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

第2条（特約の型）

- 特約の型は、保険料払込の免除の対象となる事由により、つぎのとおりとします。

特約の型	保険料払込の免除の対象となる事由
ワイド型	第3条（保険料払込の免除）第1項(1)から(12)まで
ベーシック型	第3条（保険料払込の免除）第1項(1)から(5)まで

- 保険契約者は、この特約の締結の際、第1項のいずれかの型を指定するものとします。
- 第2項により指定された特約の型の変更は取り扱いません。

第3条（保険料払込の免除）

1. 被保険者が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料払込期間中に次表の保険料の払込を免除する場合のいずれかに該当したときは、当会社は、つぎに到来する主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料期間以降の主契約の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは主契約の保険料（以下「保険料」といいます。）の払込を免除しません。

保険料の払込を免除する場合（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）	保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) 被保険者が、この特約の責任開始期以後、生まれて初めて悪性新生物（別表2）と医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき	
(2) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞（別表3）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (イ) 急性心筋梗塞（別表3）を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所（別表5）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (a) 公的医療保険制度（別表6）における医科診療報酬点数表（別表7）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (b) 先進医療（別表8）に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。以下同じ。）	
(3) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 脳卒中（別表4）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (イ) 脳卒中（別表4）を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所（別表5）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (a) 公的医療保険制度（別表6）における医科診療報酬点数表（別表7）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (b) 先進医療（別表8）に該当する診療行為	

保険料払込の免除事由	免責事由
(4) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」といいます。）に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当し（身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害（以下「複数障害」といいます。）につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級から3級までの障害に該当した場合を含みます。以下同じ。）、同法にもとづき障害の級別が1級から3級まである身体障害者手帳の交付があったとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因とする障害が新たに加わって身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当し、同法にもとづき障害の級別が1級から3級まである身体障害者手帳の交付があったときを含みます。	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存
(5) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれかの要介護状態に該当したとき (ア) 公的介護保険制度（別表9）における要介護2以上の状態（別表10）に該当し、要介護認定（別表11）において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき (イ) 当会社所定の状態（別表12）に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したとき	
(6) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、肝硬変（別表13）と医師により診断されたとき	
(7) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、慢性膀胱炎（別表14）を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所（別表5）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (ア) 公的医療保険制度（別表6）における医科診療報酬点数表（別表7）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (イ) 先進医療（別表8）に該当する診療行為	
(8) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、慢性腎臓病（別表15）を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、永続的な人工透析療法（別表16）を受けたとき	
(9) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した糖尿病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 増殖性糖尿病性網膜症（別表17）を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所（別表5）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (a) 公的医療保険制度（別表6）における医科診療報酬点数表（別表7）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (b) 先進医療（別表8）に該当する診療行為 (イ) 糖尿病性神経障害または糖尿病性壞疽（別表17）と医師により診断され、かつ、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所（別表5）において、1手指以上または1足指以上の切断術を受けたとき	
(10) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 大動脈瘤または解離性大動脈瘤（以下「大動脈瘤等」といいます。）（別表18）を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所（別表5）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (a) 公的医療保険制度（別表6）における医科診療報酬点数表（別表7）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (b) 先進医療（別表8）に該当する診療行為 (イ) 大動脈瘤等（別表18）が破裂したと医師により診断されたとき	

保険料払込の免除事由	免責事由
(11) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病したメンタル疾患（別表19）を原因として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき定められた障害等級の1級の障害の状態に該当し、同法にもとづき、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付があったとき	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存
(12) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に、難病の患者に対する医療等に関する法律に定める指定難病（以下「指定難病」といいます。）を発病し、同法に定める支給認定による医療受給者証の交付があり、その指定難病を原因として、身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の4級の障害に該当し（複数障害につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が4級の障害に該当した場合を含みます。以下同じ。）、身体障害者福祉法にもとづき障害の級別が4級である身体障害者手帳の交付があったとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始期以後に発病した指定難病を原因とする障害が新たに加わって身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の4級の障害に該当し、身体障害者福祉法にもとづき障害の級別が4級である身体障害者手帳の交付があったときを含みます。	

2. 第1項の保険料払込の免除事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表2）と医師により診断確定されたときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後、主契約の保険料払込期間中に、被保険者がその悪性新生物と因果関係のない悪性新生物と医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
3. 被保険者がこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表2）と医師により診断確定された場合で、その診断確定日からその日を含めて180日以内（診断確定日からその日を含めて180日以内に保険料払込の免除の請求があった場合で、申出によりこの特約を解除することができる旨を当会社が通知したときは、その通知した日からその日を含めて30日以内）に保険契約者からこの特約を解除する旨の申出があったときは、当会社は、すでに払い込まれたこの特約を付加した場合の主契約の保険料からこの特約を付加しない場合の主契約の保険料を差し引いた金額（当会社からすでに支払った金額があるときはその金額を差し引きます。）を保険契約者に払い戻します。
4. 被保険者がこの特約の責任開始期前に悪性新生物（別表2）と医師により診断確定されていて、保険契約者および被保険者がこの特約の締結の際にその事実を知らなかった場合で、申出によりこの特約を解除することができる旨を当会社が通知した日からその日を含めて30日以内に保険契約者からこの特約を解除する旨の申出があったときは、当会社は、すでに払い込まれたこの特約を付加した場合の主契約の保険料からこの特約を付加しない場合の主契約の保険料を差し引いた金額（当会社からすでに支払った金額があるときはその金額を差し引きます。）を保険契約者に払い戻します。
5. 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約の解除が行われる場合には、第3項および第4項の取扱は行いません。
6. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に保険料払込の免除事由の(2)から(12)までのいずれかに該当する状態に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因としてその状態に該当したものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
7. 被保険者が複数障害により保険料払込の免除事由の(4)または(12)に該当した場合でも、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害のみであったとしても保険料払込の免除事由の(4)または(12)に該当する障害と同等の障害であると当会社が認めた場合は、保険料の払込を免除します。
8. 被保険者が、すでに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、保険料払込の免除事由の(11)に該当していない場合で、その後、この特約の責任開始期以後に発病したメンタル疾病（別表19）を原因として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき定められた障害等級の1級の障害の状態に該当したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 同法にもとづき、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳への更新（等級変更を伴う更新を含みます。）があった場合は、その更新前の有効期限の翌日に保険料払込の免除事由の(11)に該当したものとみなして本条の規定を適用します。
 - (2) 同法にもとづき、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳への等級変更（更新を伴う等級変更を除きます。）があった場合は、その等級変更後の有効期限の2年前の応当日（応当日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。）に保険料払込の免除事由の(11)に該当したものとみなして本条の規定を適用します。
9. 児童福祉法の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われているため、保険料払込の免除事由の(12)に規定する医療受給者証の交付を受けることができない場合でも、その給付がその医療受給者証にかかる

る支給認定に相当するものであると当会社が認めたときは、医療受給者証の交付を受けたものとみなして本条の規定を適用します。

10. 身体障害者福祉法にもとづき障害の級別が4級である身体障害者手帳の交付をすでに受けていることにより、新たに障害の級別が4級である身体障害者手帳の交付を受けることができない場合でも、この特約の責任開始期以後に発病した指定難病を原因として、保険料払込の免除事由の(12)に規定する障害と同等の障害に該当したと当会社が認めたときは、障害の級別が4級である身体障害者手帳の交付を受けたものとみなして本条の規定を適用します。
11. 第1項の規定にかかわらず、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって保険料払込の免除事由の(4)、(5)、(11)または(12)に該当した被保険者の数の増加が、この特約が付加された保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認められたときは、当会社は、保険料の払込を免除しないことがあります。
12. 保険料の払込が免除された場合には、当会社は、以後主約款に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第4条（保険料払込の免除の請求）

1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、主約款の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第5条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第6条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、特約付加の申込または被保険者に関する告知のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。

第7条（保険料率）

この特約が付加される場合、主契約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条（告知義務）

当会社が、この特約の締結の際、保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第9条（告知義務）の規定により当会社が告知を求める事項について、事実を告げなかつた場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除した場合で、解約等に伴う返還金があるときは、当会社は、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第10条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に定める行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により当会社が告知を求める事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかつたと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき

- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、つぎのいずれかに該当した場合（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険料払込の免除が行われない場合またはつぎの(イ)もしくは(ウ)に該当した場合を含みます。）を除きます。
- (ア) 保険料払込の免除事由が生じたとき
- (イ) 保険料払込の免除事由の(4)、(11)または(12)に定める障害に該当したとき
- (ウ) 保険料払込の免除事由の(5)の(ア)に定める要介護2以上の状態（別表10）に該当したとき
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第9条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第9条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき

第12条（重大事由による解除）

重大事由による解除の取扱については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（特約の解約）

保険契約者は、保険料払込の免除事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第14条（特約の解約等に伴う返還金の取扱）

この特約が解約または解除されたときは、当会社は、つぎの第1号と第2号の差額を保険契約者に払い戻します。

- (1) この特約を付加した場合の主契約の解約返還金
- (2) この特約を付加しない場合の主契約の解約返還金

第15条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 主契約の保険料払込期間が満了したとき
- (4) 主契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の3大疾病年金が支払われるとき
- (5) 主契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022である場合で、第1回の身体障害年金または第1回の介護年金が支払われるとき

第16条（特約の契約者配当金）

この特約には契約者配当金はありません。

第17条（法令等の改正等に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更）

- 当会社は、保険料払込の免除事由の(2)、(3)または(7)から(10)に関する規定にかかる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が保険料払込の免除事由の(2)、(3)または(7)から(10)に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約が付加される場合の保険料率を変更することなく保険料払込の免除事由の(2)、(3)または(7)から(10)に関する規定を変更することができます。
- 当会社は、保険料払込の免除事由の(4)、(5)、(11)または(12)に関する規定にかかる法令等の改正があり、その改正が保険料払込の免除事由の(4)、(5)、(11)または(12)に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約が付加される場合の保険料率を変更することなく保険料払込の免除事由の(4)、(5)、(11)または(12)に関する規定を変更することができます。
- 第1項または第2項の規定により、保険料払込の免除事由に関する規定を変更するときは、当会社は、変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第18条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第19条（無解約返還金型の保険種類である主契約に付加した場合の特則）

この特約を無解約返還金型の保険種類である主契約に付加した場合、第14条（特約の解約等に伴う返還金の取扱）の差額はありません。

第20条（特別条件を受けた場合の特則）

この特約の締結の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、つぎのとおり、特定障害不担保法により取り扱います。

- (1) 次表の障害のうち、この特約の締結の際に当会社が指定した障害により保険料払込の免除事由の(4)または(12)に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

障害の名称	
01	視覚障害
02	聴覚障害

(2) 被保険者が複数障害により保険料払込の免除事由の(4)または(12)に該当した場合で、その複数障害のうち一部の障害が特定障害不担保法の適用により保険料の払込が免除されないこととなる障害であるときは、特定障害不担保法の適用により保険料の払込が免除されないこととなる障害以外の障害のみであったとしても保険料払込の免除事由の(4)または(12)に該当する障害と同等の障害であると当会社が認めた場合は、保険料の払込を免除します。

第21条（契約日が2026年1月1日以前の主契約に付加した場合または追加したパッケージ内契約に付加した場合の特則）

1. この特約を契約日が2026年1月1日以前の主契約に付加した場合には、特約の復活について、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- (2) 当会社は、第1号の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

2. この特約を契約日が2026年1月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（用語の意義）中「この特約の締結に際して、当会社のこの特約上の責任が開始される時をいいます。」とあるのは「この特約の締結または復活に際して、当会社のこの特約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた特約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険料払込の免除）第4項および第6項、第9条（告知義務）ならびに第11条（特約を解除できない場合）第1項第1号中「この特約の締結」とあるのは「この特約の締結または復活」と読み替えます。
- 3. 契約日が2026年1月1日以前の保険契約にパッケージ内契約を追加した場合で、かつ、その追加したパッケージ内契約にこの特約を付加した場合には、第1項および第2項の規定を準用します。

備考

1. 責任開始期以後に発病した疾病

「責任開始期以後に発病した疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードF 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3. 糖尿病

「糖尿病」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードE 10-E 14に規定される内容によるものをいいます。

4. 責任開始期以後に発病した糖尿病、メンタル疾病または指定難病

責任開始期以後に発病した糖尿病、メンタル疾病または指定難病とは、その糖尿病、メンタル疾病または指定難病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

別表1 請求書類

項目	必要書類
保険料払込の免除	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者手帳の交付があった場合） (4) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合） (5) 被保険者の精神障害者保健福祉手帳の写し（精神障害者保健福祉手帳の交付があった場合） (6) 医療受給者証の写し（医療受給者証の交付があった場合） (7) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。	

別表2 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D – 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍> ・口唇の悪性新生物<腫瘍> ・舌根<基底>部の悪性新生物<腫瘍> ・舌のその他及び部位不明の悪性新生物<腫瘍> ・歯肉の悪性新生物<腫瘍> ・口（腔）底の悪性新生物<腫瘍> ・口蓋の悪性新生物<腫瘍> ・その他及び部位不明の口腔の悪性新生物<腫瘍> ・耳下腺の悪性新生物<腫瘍> ・その他及び部位不明の大唾液腺の悪性新生物<腫瘍> ・扁桃の悪性新生物<腫瘍> ・中咽頭の悪性新生物<腫瘍> ・鼻<上>咽頭の悪性新生物<腫瘍> ・梨状陥凹<洞>の悪性新生物<腫瘍> ・下咽頭の悪性新生物<腫瘍> ・その他及び部位不明確の口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 00 – C 14
	消化器の悪性新生物<腫瘍> ・食道の悪性新生物<腫瘍> ・胃の悪性新生物<腫瘍> ・小腸の悪性新生物<腫瘍> ・結腸の悪性新生物<腫瘍> ・直腸S状結腸移行部の悪性新生物<腫瘍> ・直腸の悪性新生物<腫瘍> ・肛門及び肛門管の悪性新生物<腫瘍> ・肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍> ・胆のう<囊>の悪性新生物<腫瘍> ・その他及び部位不明の胆道の悪性新生物<腫瘍> ・脾の悪性新生物<腫瘍> ・その他及び部位不明確の消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 15 – C 26

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 30－C 39
	・鼻腔及び中耳の悪性新生物<腫瘍>	C 30
	・副鼻腔の悪性新生物<腫瘍>	C 31
	・喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C 32
	・気管の悪性新生物<腫瘍>	C 33
	・気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	C 34
	・胸腺の悪性新生物<腫瘍>	C 37
	・心臓、縦隔及び胸膜の悪性新生物<腫瘍>	C 38
	・その他及び部位不明確の呼吸器系及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 40－C 41
・(四) 肢の骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 40	
・その他及び部位不明の骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 41	
皮膚の悪性黒色腫	C 43	
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 45－C 49	
・中皮腫	C 45	
・カポジ肉腫	C 46	
・末梢神経及び自律神経系の悪性新生物<腫瘍>	C 47	
・後腹膜及び腹膜の悪性新生物<腫瘍>	C 48	
・その他の結合組織及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 49	
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C 50	
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 51－C 58	
・外陰（部）の悪性新生物<腫瘍>	C 51	
・膣の悪性新生物<腫瘍>	C 52	
・子宮頸（部）の悪性新生物<腫瘍>	C 53	
・子宮体部の悪性新生物<腫瘍>	C 54	
・子宮の悪性新生物<腫瘍>、部位不明	C 55	
・卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C 56	
・その他及び部位不明の女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 57	
・胎盤の悪性新生物<腫瘍>	C 58	
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 60－C 63	
・陰茎の悪性新生物<腫瘍>	C 60	
・前立腺の悪性新生物<腫瘍>	C 61	
・精巣<睾丸>の悪性新生物<腫瘍>	C 62	
・その他及び部位不明の男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 63	
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 64－C 68	
・腎孟を除く腎の悪性新生物<腫瘍>	C 64	
・腎孟の悪性新生物<腫瘍>	C 65	
・尿管の悪性新生物<腫瘍>	C 66	
・膀胱の悪性新生物<腫瘍>	C 67	
・その他及び部位不明の尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 68	
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 69－C 72	
・眼及び付属器の悪性新生物<腫瘍>	C 69	
・髄膜の悪性新生物<腫瘍>	C 70	
・脳の悪性新生物<腫瘍>	C 71	
・脊髄、脳神経及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 72	
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C 73－C 75	
・甲状腺の悪性新生物<腫瘍>	C 73	
・副腎の悪性新生物<腫瘍>	C 74	
・その他の内分泌腺及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C 75	
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 76－C 80	
・その他及び部位不明確の悪性新生物<腫瘍>	C 76	
・リンパ節の続発性及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 77	
・呼吸器及び消化器の続発性悪性新生物<腫瘍>	C 78	
・その他の部位及び部位不明の続発性悪性新生物<腫瘍>	C 79	
・悪性新生物<腫瘍>、部位が明示されていないもの	C 80	

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81—C96
	・ホジキンリンパ腫	C81
	・ろ<濾>胞性リンパ腫	C82
	・非ろ<濾>胞性リンパ腫	C83
	・成熟T/NK細胞リンパ腫	C84
	・非ホジキンリンパ腫のその他及び詳細不明の型	C85
	・T/NK細胞リンパ腫のその他の明示された型	C86
	・悪性免疫増殖性疾患	C88
	・多発性骨髄腫及び悪性形質細胞性新生物<腫瘍>	C90
	・リンパ性白血病	C91
	・骨髓性白血病	C92
	・単球性白血病	C93
	・細胞型の明示されたその他の白血病	C94
	・細胞型不明の白血病	C95
	・リンパ組織、造血組織及び関連組織のその他及び詳細不明の悪性新生物<腫瘍>	C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髓異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍> (D47) のうち、	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	・骨髓線維症	D47.4
	・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

2. 上記1.において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（N C C監修）第3版（2012年改正版）」（平成26年9月10日発行）中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

備考（別表2）

- (1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D – 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>（C44）は、対象となる悪性新生物に該当しません。
 - (2) 新生物の性状を表す第5桁コードが「／3」「／6」「／9」以外のものは「悪性新生物」に該当しません。また、国際対がん連合（U I C C）により発行された「T N M悪性腫瘍の分類 第7版」（平成22年9月20日発行）で病期分類が0期に分類されている病変は「悪性新生物」に該当しないものとします。
- したがって、上皮内新生物、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、対象となる悪性新生物に該当しません。

別表3 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則としてつぎの3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた心電図の梗塞性変化 (3) 心筋壊死を示す生化学マーカーの一過性上昇	○虚血性心疾患（I 20—I 25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22

別表4 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	○脳血管疾患（I 60—I 69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

「先進医療」とは、手術を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

別表9 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表10 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表11 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。同法では、要介護認定はその申請のあった日（要介護認定の更新の場合は更新前の要介護認定の有効期間の満了日の翌日）にその効力を生じると定められています。なお、「要介護2以上との要介護認定」については、同法に定める要介護状態区分の変更の認定のうち、要介護2以上の状態以外の要介護状態区分からの変更の認定を含みます。

別表12 要介護状態による保険料払込の免除の対象となる当会社所定の状態

要介護状態による保険料払込の免除の対象となる「当会社所定の状態」とは、つぎの1. または2. のいずれかの状態をいいます。

1. つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態

- (1) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表Aに定める介護を要する状態
- (2) 表Bの1から4までの項目に定めるいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

2. つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態

- (1) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに定める問題行動が5項目以上みられる状態
- (2) 表Bの1から4までの項目に定めるいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

表A

項目	介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまつても、他人の介助なしでは寝返りができない。 (2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。 (2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。

（注）上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。

表B

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	<p>つぎのいずれかに該当する状態</p> <p>(1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出入りをすることができない。</p> <p>(2) 自分では全く洗身（浴室内でスポンジやタオルなどに石鹼等を付けて全身を洗うこと）を行うことができない。</p>	<p>つぎのいずれかに該当する状態</p> <p>(1) 1人では一般家庭浴槽の出入りをすることができず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に介助が必要である。</p> <p>(2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹼等を付けるなど部分的に介助が必要である。</p>
2. 排せつ	<p>つぎのいずれかに該当する状態</p> <p>(1) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。</p> <p>(2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取り始末ができない。</p> <p>(3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除をする必要がある。</p>	
3. 清潔・整容	<p>つぎのいずれかに該当する状態</p> <p>(1) 自分では全く口腔清潔（はみがき・うがい等）を行うことができない。</p> <p>(2) 自分では全く洗顔を行うことができない。</p> <p>(3) 自分では全く整髪を行うことができない。</p> <p>(4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。</p>	<p>つぎのいずれかに該当する状態</p> <p>(1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用意、はみがき粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介助が必要である。</p> <p>(2) 洗顔において、タオルの用意、衣服が濡れていないかの確認など部分的に介助が必要である。</p> <p>(3) 整髪において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。</p> <p>(4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど部分的に介助が必要である。</p>
4. 衣服の着脱	<p>つぎのいずれかに該当する状態</p> <p>(1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。</p> <p>(2) 自分では全く上衣の着脱ができない。</p> <p>(3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができない。</p> <p>(4) 自分では全く靴下の着脱ができない。</p>	<p>つぎのいずれかに該当する状態</p> <p>(1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。</p> <p>(2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。</p> <p>(3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。</p> <p>(4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。</p>
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。また、上記に定める全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表C

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際ないものが見えたたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) むやみに物を集めことがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。

問題行動
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行為がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に定める問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

備考（別表12）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (ウ) 平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F 00
○血管性認知症	F 01
○ピック病の認知症	F 02. 0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
○ハンチントン病の認知症	F 02. 2
○パーキンソン病の認知症	F 02. 3
○ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02. 4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
○詳細不明の認知症	F 03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F 05) のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの (G 31) のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 (レビュ小体型認知症に限ります。)	G 31. 8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾患も含むものとします。

- (2) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはつきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンシア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表13 対象となる肝硬変

対象となる肝硬変とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。

1. 平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

疾病名	分類項目	基本分類コード
肝硬変	○アルコール性肝疾患（K70）のうち、 ・アルコール性肝硬変	K70.3
	○肝線維症及び肝硬変（K74）のうち、 ・原発性胆汁性肝硬変 ・続発性胆汁性肝硬変 ・胆汁性肝硬変、詳細不明 ・その他及び詳細不明の肝硬変	K74.3 K74.4 K74.5 K74.6

2. 病理組織学的所見（肝生検）、腹腔鏡検査または画像検査によって診断されていること

3. チャイルド・ピュー分類にもとづく下表の(a)から(e)までの各項目の合計点数が7点以上と診断されたもの

	1点	2点	3点
(a) 肝性脳症	なし	軽度	昏睡
(b) 腹水	なし	軽度	中程度以上
(c) 血清アルブミン値	3.5g/dl超	2.8g/dl～3.5g/dl	2.8g/dl未満
(d) プロトロンビン時間	70%超	40%～70%	40%未満
(e) 血清総ビリルビン値	2.0mg/dl未満	2.0mg/dl～3.0mg/dl	3.0mg/dl超

別表14 対象となる慢性脾炎

対象となる慢性脾炎とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
慢性脾炎	○その他の脾疾患（K86）のうち、 ・アルコール性慢性脾炎 ・その他の慢性脾炎	K86.0 K86.1

別表15 対象となる慢性腎臓病

対象となる慢性腎臓病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
慢性腎臓病	○高血圧性腎疾患（I12）のうち、 ・腎不全を伴う高血圧性腎疾患 ○慢性腎臓病	I12.0 N18

別表16 人工透析療法

「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

別表17 対象となる増殖性糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害または糖尿病性壞疽

対象となる増殖性糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害または糖尿病性壞疽とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D – 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをお読みください。

疾病名	分類項目	基本分類コード
増殖性糖尿病性網膜症	○糖尿病（E 10—E 14）のうち、 ・眼合併症を伴うもの (その合併症が増殖性糖尿病性網膜症である場合に限ります。)	E 10. 3 E 11. 3 E 12. 3 E 13. 3 E 14. 3
糖尿病性神経障害 または糖尿病性壞疽	○糖尿病（E 10—E 14）のうち、 ・神経（学的）合併症を伴うもの	E 10. 4 E 11. 4 E 12. 4 E 13. 4 E 14. 4
	○糖尿病（E 10—E 14）のうち、 ・末梢循環合併症を伴うもの (その合併症が糖尿病性壞疽である場合に限ります。)	E 10. 5 E 11. 5 E 12. 5 E 13. 5 E 14. 5

別表18 対象となる大動脈瘤等

対象となる大動脈瘤等とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D – 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをお読みください。

疾病名	分類項目	基本分類コード
大動脈瘤等	○大動脈瘤及び解離	I 71

別表19 対象となるメンタル疾病

対象となるメンタル疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D – 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをお読みください。

疾病名	分類項目	基本分類コード
精神及び行動の障害	○統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 ○気分〔感情〕障害 ○神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 ○生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群（F 50—F 59）のうち、 ・摂食障害 ・非器質性睡眠障害 ・產じょく＜褥＞に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの ・他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因 ・生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群	F 20—F 29 F 30—F 39 F 40—F 48 F 50 F 51 F 53 F 54 F 59

■指定代理請求特約条項について、第24条をつぎのとおり変更します。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

■保障見直し特約条項（2018）について、第9条、第15条および第17条を追加したうえで、追加前の第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条および第16条をそれぞれ第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第18条および第19条に変更し、第2条、第6条、第7条および第8条をつぎのとおり変更します。

第2条（見直し価格の見直し後契約への充当）

1. 第3条（見直し価格）に定める見直し価格は、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約の保険料払込期間と同一の期間（以下「充当期間」といいます。）にわたって、見直し後契約の保険料の一部に充当します。ただし、見直し後契約がつぎのいずれかである場合、第3条第3項に定める見直し価格（解約返還金なし）を見直し後契約の保険料の一部に充当することはできません。
 - (1) 有解約返還金型の保険種類
 - (2) 保険契約の型が「保険料払込期間中解約返還金なし型」の3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）（保険料払込期間が終身である場合を除きます。）
2. 第1項の場合、見直し後契約が複数あるときは、保険契約者は、見直し価格を保険料の一部に充当する見直し後契約を当会社の定める範囲内で指定することを要します。
3. 見直し後契約の保険料の一部に充当される見直し価格を充当価格といい、充当価格から見直し後契約の保険料の一部に充当される金額（以下「充当保険料」といいます。）は、充当価格および充当期間に応じて、当会社の定める方法により計算します。
4. 充当価格のある見直し後契約の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および見直し後契約に付加された特約（この特約、保険料払込免除特約（2018）および保険料払込免除特約（2026）は除きます。）の特約条項における保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料を差し引いた金額とし、保険契約者がこの金額を払い込んだ時に、充当価格のある見直し後契約の保険料は払い込まれたものとして取り扱います。

第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）

1. 被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺したために、見直し後契約の死亡保険金（死亡により年金が支払われるものを含みます。以下同じ。）が支払われない場合には、つぎのとおり取り扱います。ただし、見直し前契約（見直し前契約の一部を見直す場合は見直し部分とし、以下「見直し前契約等」といいます。）の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
 - (1) その自殺が見直し前契約等の自殺免責期間（被保険者が自殺した場合で、主約款に定める免責事由に該当し、死亡保険金または死亡給付金が支払われない期間をいいます。以下同じ。）経過後であるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金および死亡給付金の合計額（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算し、以下「死亡保険金等の合計額」といいます。）を限度として見直し後契約の死亡保険金を支払います。
 - (2) 見直し前契約等の自殺免責期間中に被保険者が自殺した場合でも、見直し前契約等を見直し後契約、転換後契約または変更後契約とする見直し前契約等、被転換契約または被変更契約（以下「見直し前契約等の見直し前契約等」といいます。）があるときは、見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額（見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額が見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額をこえるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額）を限度として見直し後契約の死亡保険金を支払います。ただし、見直し前契約等の見直し前契約等の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
 - (3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金が支払われるときは、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における各パッケージ内契約の死亡保険金額と見直し後契約の死亡保険金額の合計額の割合（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算します。）に応じて支払います。
 - (4) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金が支払われた場合には見直し後契約は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、死亡保険金の受取人に支払います。
2. 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険金、給付金または年金（特約の保険金、給付金または年金を含みます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険金、給付金または年金（死亡保険金を除きます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。）でも、その原因是、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金額が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の金額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
3. 見直し前契約等に見直し後契約の3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分を有する主契約および各特約があり、見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）（以下本項において、「3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022等」といいます。）がある場合で、見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022等の死亡返還金が支払われるべき事由に該当したとき（該当が見直し前契約等における3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。）でも、その原因是、見直し後契約の責任開始

期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の死亡返還金の額が見直し前契約等における3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の金額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。

4. 見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定された場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金または3大疾病年金に対応する部分の金額（年金額については、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは3大疾病保険金または3大疾病年金を支払わない旨の規定を適用しません。

(2) 見直し前契約等における見直し後契約の軽度状態保険金（A）に対応する部分の金額と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等と医師により診断確定されたときは軽度状態保険金（A）を支払わない旨の規定を適用しません。

5. 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、見直し後契約の解除を行う場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が、見直し前契約等における見直し後契約の保険金、給付金または年金に対応する部分を有する保険金額、給付金額、年金額または給付金月額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額とします。）をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(2) 見直し後契約の死亡保険金の合計額（見直し後契約が遞増定期保険（2018）である場合には、死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合を除き、保険期間の満了日における保険金額とします。）が、見直し前契約等の死亡保険金等の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。ただし、見直し後契約が生活障害年金定期保険（2018）の場合には、見直し後契約の死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合に限ります。

6. 第2項から第5項までにおける対応する部分とは、見直し後契約の保険金、給付金または年金とそれぞれ名称を同じくする見直し前契約等の保険金、給付金または年金をいい、つぎの保険金、給付金および年金を含むものとします（以下同じ。）。

(1) 見直し後契約の保険金が3大疾病保険金の場合には、見直し前契約等の特定疾病保険金および特約特定疾病保険金

(2) 見直し後契約の保険金が軽度状態保険金（A）の場合には、見直し前契約等の要支援・介護保険金、特定状態充実保障保険金（A）、特定疾病充実保障保険金、特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金

(3) 見直し後契約の保険金が軽度状態保険金（B）の場合には、見直し前契約等の特定状態充実保障保険金（B）

(4) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金

(5) 見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の要支援・介護保険金および介護給付金

(6) 見直し後契約の保険金が要支援・介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護保険金、軽度状態保険金（A）、特定状態充実保障保険金（A）、特約介護保険金、特約特定状態充実保障保険金および介護給付金

(7) 見直し後契約の給付金が特定自然災害死亡給付金の場合には、見直し前契約等の災害死亡保険金、災害死亡給付金、災害割増保険金および災害保険金

(8) 見直し後契約の給付金が入院所得給付金の場合には、見直し前契約等の就業不能給付金

(9) 見直し後契約の年金が3大疾病年金の場合には、特定疾病年金および特約特定疾病年金

(10) 見直し後契約の年金が身体障害年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（障害）および特約障害年金

(11) 見直し後契約の年金が介護年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（介護）

(12) 見直し後契約の年金が生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金

(13) 見直し後契約の年金が生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護年金および特約介護年金

7. 第2項から第5項までの規定の適用の際、第6項に加え、つぎの見直し前契約等の年金についても見直し後契約の保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022があるときは、第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

(1) 見直し後契約の保険金が3大疾病保険金の場合には、見直し前契約等の3大疾病年金、特定疾病年金および特約特定疾病年金

(2) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の身体障害年金、生活障害年金（障害）および特約障害年金

(3) 見直し後契約の保険金が介護保険金または要支援・介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護年金、生活障害年金（介護）および特約介護年金

8. 第2項から第5項までの規定の適用の際、第6項に加え、つぎの見直し前契約等の保険金および給付金についても見直し後契約の年金に対応する部分とします。この場合、その金額（見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）があるときは、第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。

(1) 見直し後契約の年金が3大疾病年金の場合には、見直し前契約等の3大疾病保険金、特定疾病保険金および特約特定疾病保険金

(2) 見直し後契約の年金が身体障害年金または生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害保険金、

特約特定状態充実保障保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金

- (3) 見直し後契約の年金が介護年金または生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護保険金、要支援・介護保険金、特約介護保険金および介護給付金
9. 見直し後契約において、第2項から第5項までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、主契約の各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
10. 第1項から第9項までの規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第7条（見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025がある場合の特則）

1. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約において支払う3大疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。
- (a) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約（以下本条において「軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等」といいます。）において支払われるべき3大疾病保険金の額を限度とします。
- (b) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その3大疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。
- (イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき3大疾病保険金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。
- (a) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等において支払われるべき3大疾病保険金の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。
- (b) 見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その3大疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う3大疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(a)の限度額に加えます。
- (ウ) 見直し後契約において支払う身体障害保険金の限度は、つぎのとおりとします。
- (a) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額を限度とします。
- (b) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額を限度とします。
- (エ) 第6条の規定を適用して支払われるべき身体障害保険金の額が、(ウ)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、(ウ)に定める限度についてつぎのとおりとします。
- (a) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(b)の限度額に加えます。
- (b) 見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額が見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(a)の限度額に加えます。
- (オ) 見直し後契約において支払う介護保険金については、(ウ)および(エ)中「身体障害保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ウ)および(エ)の規定を適用します。
- (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (イ) 見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等における見直

し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ウ) 見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等の保険金額が、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。

(エ) 見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)の合計額に加えます。

(3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

2. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第6条の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 見直し前契約等において支払われるべき3大疾病保険金の合計額を限度として見直し後契約の3大疾病保険金を支払うときは、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のそれぞれの3大疾病保険金の額と見直し後契約の3大疾病保険金の合計額の割合に応じて支払います。

(イ) 見直し後契約において支払う身体障害保険金については、(ア)中「3大疾病保険金」とあるのは「身体障害保険金」と、介護保険金については、(ア)中「3大疾病保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ア)の規定を適用します。

(2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の解除を行うときは、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額の合計額が見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

3. 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）のときは、第1項の規定を準用します。

4. 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第6条の規定を適用し、3大疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、第1項第1号の「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022」を「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）」と読み替えて第1項第1号の規定を適用した上で、第2項第1号の規定を適用します。

(2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の解除を行うときは、第1項第2号の「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額」を「見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額および3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）の保険金額の合計額」と読み替えて第1項第2号の規定を適用します。

(3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

5. 見直し後契約に要支援・介護保険（無解約返還金）2025がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第6条の規定を適用し、要支援・介護保険金を支払うときは、見直し前契約等における見直し後契約の要支援・介護保険金に対応する部分の金額（第1項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）を限度として見直し後契約の要支援・介護保険金を支払います。

(2) 第1号の規定により見直し後契約の要支援・介護保険金を支払うときで、見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）が支払われるべき事由（公的介護保険制度における要介護1に関する事由に限ります。以下本項において同じ。）に該当し、かつ、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の軽度状態保険金（A）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金が支払われるべき事由に該当した場合は、見直し後契約において支払う軽度状態保険金（A）または要支援・介護保険金の限度をつぎのとおりとします。

(ア) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う軽度状態保険金（A）の額は、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われる

べき軽度状態保険金（A）の額を限度とします。

- (i) 見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）の額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022において支払う軽度状態保険金（A）の額をこえるときは、そのこえる金額を、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025において支払う要支援・介護保険金の額の限度とします。
- (3) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の解除を行うときは、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の要支援・介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額および年金額ならびに特約の保険金額、給付金額および年金額の合計額（第1項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (4) 第3号の規定により解除を行うときで、見直し前契約等に含まれている軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき軽度状態保険金（A）が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の軽度状態保険金（A）または要支援・介護保険（無解約返還金）2025の要支援・介護保険金が支払われるべき事由に該当した場合は、つぎのとおり取り扱った上で、第3号の規定を適用します。
- (ア) 見直し後契約に要支援・介護保険（無解約返還金）2025があるとき（見直し後契約に軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022がある場合は除きます。）は、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額をこえるときは、そのこえる部分と見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額について、解除を行うことができるものとします。
- (イ) 見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額が見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額をこえるときは、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額について、解除を行うことができるものとします。
- (ウ) 見直し前契約等の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約の保険金額が見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022の保険金額をこえるときは、見直し後契約の要支援・介護保険（無解約返還金）2025の保険金額がそのこえる金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (5) 見直し後契約において、第1号から第4号までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

第8条（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約がある場合の特則）

見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）がある場合は、第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）第2項から第5項までの規定の適用の際、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のとき（見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金について、見直し後契約の3大疾病保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価について、見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (イ) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金について、見直し後契約の3大疾病年金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（(ア)の3大疾病保険金に対応する部分について第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の3大疾病年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (2) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022および3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022のとき（見直し後契約に3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022がある場合を除きます。）は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金について、見直し後契約の身体障害保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価について、

見直し前契約等における見直し後契約の身体障害保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

- (イ) 第6条第6項および第7項の規定にかかわらず、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金について、見直し後契約の身体障害年金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価((ア)の身体障害保険金に対応する部分について第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し前契約等における見直し後契約の身体障害年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (ウ) 見直し前契約等の介護年金および特約介護年金については、(ア)および(イ)中「身体障害年金および特約障害年金」とあるのは「介護年金および特約介護年金」と、「身体障害保険金」とあるのは「介護保険金」と、「見直し後契約の身体障害年金」とあるのは「見直し後契約の介護年金」と読み替えて、(ア)および(イ)の規定を適用します。
- (3) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022、介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のときは、見直し前契約等の特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)等における見直し後契約の保険金額または年金額に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約の3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022および介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022の見直し日における年金の現価と同額までの金額について、第6条第6項に規定する見直し後契約の3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022および介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (イ) 見直し前契約等の特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)等の年金の現価((ア)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、第6条第7項に規定する見直し後契約の3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (ウ) (ア)および(イ)の規定に加え、見直し前契約等の特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)等の年金の現価((ア)および(イ)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022または介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (4) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のとき(見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第1号の規定を準用します。
- (5) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のとき(見直し後契約に3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第2号の規定を準用します。
- (6) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022、介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022のときは、第3号の規定を準用します。
- (7) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のとき(見直し後契約に介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第1号の規定を準用します。
- (8) 見直し後契約が介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のとき(見直し後契約に3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022がある場合を除きます。)は、第2号の規定を準用します。
- (9) 見直し後契約が3大疾病所得保障保険(無解約返還金)2022、介護・身体障害所得保障保険(無解約返還金)2022および3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)のときは、第3号の規定を準用します。
- (10) 見直し後契約に要支援・介護保険(無解約返還金)2025があるときは、見直し前契約等の特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)等の年金の現価(第1号から第9号までの対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

第9条(見直し前契約等に要支援・介護保険(無解約返還金)2025がある場合の特則)

見直し前契約等に要支援・介護保険(無解約返還金)2025がある場合、その要支援・介護保険(無解約返還金)2025について、第7条(見直し後契約に3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険(2024)または要支援・介護保険(無解約返還金)2025がある場合の特則)の規定にかかわらず、第6条(見直し後契約の保険給付に関する特別取扱)第2項から第5項までの規定の適用の際、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 見直し後契約が軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および要支援・介護保険(無解約返還金)2025のときは、見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額はつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額について、見直し後契約の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (イ) 見直し前契約等の要支援・介護保険(無解約返還金)2025の要支援・介護保険金の額((ア)の対応する部分について、第6条第2項から第5項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額)について、見直し後契約の軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
- (2) 見直し後契約が3大疾病・介護・身体障害保険(無解約返還金)2022および軽度3大疾病・介護・身体障害保険(無

第10条（見直し後契約が3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022、介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022または生活障害年金定期保険（2018）の場合の特則）
(中 略)

第11条（見直し後契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合の特則）
(中 略)

第12条（見直し後契約が先進医療保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）
(中 略)

第13条（見直し後契約が女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）
(中 略)

第14条（見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合の特則）
(中 略)

第15条（見直し後契約が生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の場合の特則）

見直し後契約が生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の場合で、かつ、見直し前契約等に生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024が含まれている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「生活習慣病総合保障型」の場合で、かつ、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「糖尿病重点保障型」の場合において、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。）でも、その原因是、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の生活習慣病重症化予防給付金の額が見直し前契約等における糖尿病重症化予防給付金の額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
- (2) 見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「糖尿病重点保障型」の場合で、かつ、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「生活習慣病総合保障型」の場合において、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険期間満了前である場合に限ります。）でも、その原因是、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金の額が見直し前契約等における生活習慣病重症化予防給付金の額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
- (3) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金または生活習慣病重症化予防給付金の額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、給付金の受取人に支払います。
- (4) 見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型と見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が異なる場合で、見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の解除を行うときには、見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金の額が、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金の額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (5) 第4号の規定により、見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の一部が解除される場合、解除されない部分の給付金の額が当会社所定の金額に満たないときは、その解除されない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、保険契約者に支払います。
- (6) 見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、第1号から第5号までの規定は適用しません。

第16条（見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合の特則）
(中 略)

第17条（見直し後契約に保険料払込免除特約（2026）が付加されている場合の特則）

1. 見直し後契約に保険料払込免除特約（2026）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険料の払込が免除されるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の保険期間満了前である場合に限ります。）、その原因是、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
 - (2) 見直し前契約に保険料払込免除特約、保険料払込免除特約（H13）、保険料払込免除特約（H25）、保険料払込免除特約（2018）または保険料払込免除特約（2026）（以下本条において「保険料払込免除特約等」といいます。）が付加されていた場合において、見直し前契約に付加されていた保険料払込免除特約等の責任開始期の属する日からその日を

含めて90日経過後で、かつ、見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の保険期間満了前である場合に限ります。）には、保険料払込免除特約条項（2026）における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは保険料の払込を免除しない旨の規定は適用しません。

(3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により保険料の払込が免除されるときは、すべてのパッケージ内契約の保険料の払込が免除されたものとして取り扱います。

(4) 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が見直し後契約の保険料払込免除特約（2026）の解除を行う場合には、見直し前契約に保険料払込免除特約等が付加されていない場合に限り、解除を行うことができるものとします。

2. 第1項の規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第18条（見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合の特則）

（中略）

第19条（見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）

（以下略）

■家族内保障承継特約条項（2018）について、第4条をつぎのとおり変更します。

第4条（承継価格の承継後契約への充当）

1. 第5条（承継価格）に定める承継価格は、当会社の定める取扱にもとづき、承継後契約の保険料払込期間と同一の期間（以下「充当期間」といいます。）にわたって、承継後契約の保険料の一部に充当します。ただし、承継後契約がつぎのいずれかである場合、第5条第3項に定める承継価格（解約返還金なし）を承継後契約の保険料の一部に充当することはできません。
 - (1) 有解約返還金型の保険種類
 - (2) 保険契約の型が「保険料払込期間中解約返還金なし型」の3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）（保険料払込期間が終身である場合を除きます。）
2. 第1項の場合、承継後契約が複数あるときは、保険契約者は、承継価格を保険料の一部に充当する承継後契約を当会社の定める範囲内で指定することを要します。
3. 承継後契約の保険料の一部に充当される承継価格を充当価格といい、充当価格から承継後契約の保険料の一部に充当される金額（以下「充当保険料」といいます。）は、充当価格および充当期間に応じて、当会社の定める方法により計算します。
4. 充当価格のある承継後契約の主契約の普通保険約款および承継後契約に付加された特約（この特約、保険料払込免除特約（2018）および保険料払込免除特約（2026）は除きます。）の特約条項における保険料は、承継後契約の保険料から充当保険料を差し引いた金額とし、保険契約者がこの金額を払い込んだ時に、充当価格のある承継後契約の保険料は払い込まれたものとして取り扱います。

2025年12月版

契企[登] 18549-01